第6次 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS) 詳細仕様 最終報告 - 要約版 -

平成28年3月4日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



目 次

1.	検討体制(1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2.	検討体制(2)-サブワーキンググループの設置- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3.	検討経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4.	第6次NACCS開発コンセプト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5.	第6次NACCS更改のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6∼7
6.	総合物流情報プラットフォームの利用者関係図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
7.	NACCSのこれまでのあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
8.	NACCS利用者等の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
9.	詳細仕様検討結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11~42
10.	詳細仕様検討において実施しないこととした案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P43~47
11.	詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P48~53



1. 検討体制(1)

第6次NACCS更改の検討体制

情報処理運営協議会

航空更改専門部会 海上更改専門部会 (27)税関(3) 税関(3) 航空会社(4) 船会社(5) 船舶代理店(2) 通関・混載・代理店(9) 通関業者(9) 保税蔵置場(3) 海貨業者(2) 機用品業者(1) 保税蔵置場 (9) 輸出入者(2) CY (7) 銀行(2) NVOCC (2) • 損害保険会社(1) 輸出入者 (2) NACCSセンター(2) 銀行(2) • 損害保険会社(1) ● 船用品業者(1) NACCSTV9-(2)

輸出入通関WG

通関・混載・代理店(9)輸出入者(2)

銀行(2)

• 損害保険会社(1) 税関

NACCSセンター

航空物流等WG

航空会社(4) 保税蔵置場(3) 通関・混載・代理店(9) 輸出入者(2) 機用品業者(1) 税関

NACCSセンター

輸出入通関WG

通関業者(6) 輸出入者(2)

銀行(2)

• 損害保険会社(1) 税関

NACCSセンター

海上物流等WG

(47)

船会社(6)

船舶代理店(2)

海貨業者(2) 保税蔵置場(6)

CY (7)

NVOCC (3)

輸出入者 (2)

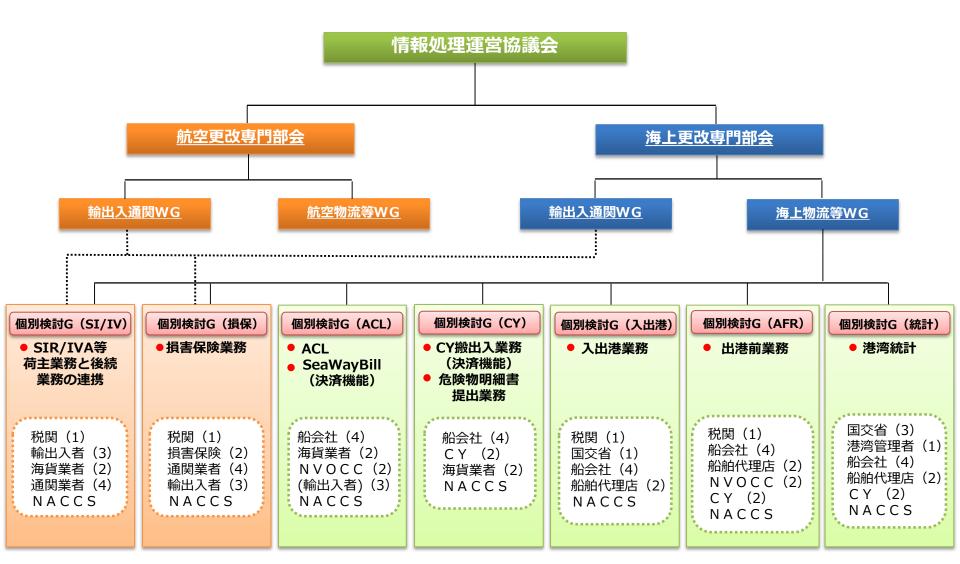
• 船用品業者(1) 税関

NACCSセンター



2. 検討体制(2) - サブワーキンググループの設置 -

詳細仕様検討のうち、以下の検討項目についてはサブワーキンググループ(個別検討G)を設置し、検討を実施。

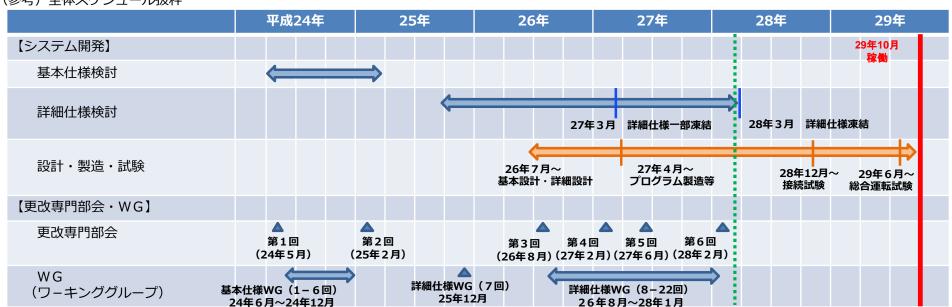


^{*()}内は参加予定人数

3. 検討経緯

年 月 日	会議等開催実績	討議・決定事項等
平成24年 3月12日	第4回 情報処理運営協議会	・航空/海上更改専門部会の設置を承認
平成24年 5月28日	第1回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書の検討開始(主な検討事項の審議) ・基本仕様書の具体的検討はWGにおいて実施することの承認
平成25年 2月 7日	第2回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS基本仕様書(案)の審議
平成25年 3月22日	第5回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS基本仕様書の承認
平成26年 8月 1日	第3回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様の検討開始(主な検討事項の審議) ・詳細仕様の検討体制の承認
平成27年 2月 3日	第4回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書 中間報告(案)の審議
平成27年 3月 6日	第7回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS詳細仕様書 中間報告 及び今後の予定についての承認
平成27年 6月 4日	第5回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書「中間報告(案)後における追加検討 状況について」の審議
平成28年 2月 4日	第6回 航空・海上(合同)更改専門部会	・第6次NACCS詳細仕様書 最終報告(案)の審議
平成28年 3月 4日	第8回 情報処理運営協議会	・第6次NACCS詳細仕様書 最終報告の承認

(参考) 全体スケジュール抜粋





4. 第6次NACCS開発コンセプト

官民共同利用システムとして、安定性・信頼性の高いシステム

- ・システムの安定性、信頼性を確保するシステム更改の 実現
- ・情報の適正管理と情報セキュリティの確保
- ・平成22年12月10日に発生したシステム障害を踏まえ、 バックアップ機能の改善等の検討



- ・海/空統合、関係省庁システム統合後の初めての更改であり、 円滑なシステム移行を確保
- ・現行NACCSと同等の稼働率の継続
- ・セキュリティ機能の見直し
- ・バックアップ機能の改善
- ⇒ 切替時間の短縮化
- ⇒ 関係省庁手続のバックアップ機能の追加
- ⇒ 切替方法の改善(利用者側の作業の省略化)

公共的インフラとして、 効率性・経済性の高いシステム

- ・システムの効率性、経済性を確保するシステム構成、 業務機能の見直し
- ・システム開発コストの低減化の実現
- ・関係省庁システムとの統合の見直し



- ・業務実態・利用者ニーズを踏まえた 業務全般の最適化 及び 開発コストの低減化
- ・利用実態等を踏まえたオンライン業務、管理資料の一部廃止
- 一般競争入札による調達
- ・港湾サブシステム等のNACCS統合化

総合物流情報プラットフォーム としての更なる機能の充実

- ・関係業界、利用者のニーズを業務仕様に反映
- ・貿易関連手続きの更なるペーパーレス化の進展
- ・Bto B、Bto Gのポータルとして、国際的なシステム 連携機能や民間システムとの連携強化の検討
- ・利用者インターフェース、ネットワークの充実



- ・利用者ニーズを十分に反映するためサブワーキングを設置
- ・損害保険業務とNACCSとの連携
- ・船腹予約業務、危険物明細書のシステム化(海上)
- ・EDIFACT、XML等の利用による国際標準への対応
- ・荷主の情報入力を最上流とする業務フローの見直し(海上)
- ・添付ファイル容量の拡大(3M→10M)
- WebNACCSの対象範囲の拡大



5. 第6次NACCS更改のポイント(1)

1. 第6次NACCS更改の特徴

(1) これまでにない大規模な同時更改

- ① システム統合後初めての更改
 - ⇒ 航空・海上システム統合(H22.2)及び 関係省庁システム統合(H25.10)、加えて港湾サブシステムの統合化
- ② 利用者数の増加
 - ⇒ 社数で約4.5倍の増加

「5次更改時(H20.3): 1,849社(4,747事業所)⇒ 現在(H27.12): 8,605社(13,851事業所)]

- ③ 海外との新たな接続形態の増加
 - ⇒ 出港前報告制度導入に伴う海外サービスプロバイダーとの接続、航空旅客情報報告に伴う航空通信回線の利用
- ④ 提供業務数の拡大
 - ⇒ 第5次NACCS更改時点の業務数: (820業務) ⇒ 第6次NACCS更改時点の業務数: (1,383業務)

(2)システムの安定性・信頼性の更なる向上

大規模災害・大規模障害等発生時におけるバックアップセンターへの切替方法の見直し ⇒ 切替時間の短縮、利用者側作業の軽減を目的とする メイン ↔ バック の自動切替の導入

(3) 行政手続きシステムとしての機能拡充、的確な制度改正への対応

- ① 新たな国の施策等への対応
 - (e.g. マイナンバー(法人番号)の導入、輸出入申告官署の自由化、通関手続に係る電子手続の原則化等)
- ② これまでシステム処理の対象としていなかった手続きのシステム化 (e.g. 輸出取止め再輸入手続等)
- ③ 現行システム中に開発された行政手続きに係るシステム機能の改善 (e.g. 出港前報告制度、旅客予約情報報告業務)
- ④ 関係省庁手続き機能の改善 (e.g. 通関系関連省庁添付登録業務の新設等)

(4)総合物流情報プラットフォームとしての機能拡充

- ① 民民業務のシステム化 (e.g. 船腹予約業務、危険物明細書作成業務等)
- ② 損害保険会社の新規参加による包括保険関連手続きのシステム化
- ③ 荷主の情報入力を最上流とする海上輸出貨物の物流フローの見直し
- ④ 国際標準へ準拠(EDIFACT対応、XML対応の継続)

(5) 利用者における利便性の向上

- ① 民間利用者からのプログラム変更要望の棚卸し(約250件の要望項目中、87項目に対応)
- ② 利用頻度の高い照会業務等についてWebによる業務提供の導入



5. 第6次NACCS更改のポイント(2)

2. 航空機能の特徴

(1) 成熟が進む中での開発

航空物流機能については、数次に亘るシステム更改を経て、業務フロー、業務仕様共に成熟化が進んでおり、システムの効率性・経済性を重視した機能の見直しを行い、システム開発コストの低減化を実現

(2)物流の実態を踏まえた機能改善

B to Cの拡大などの物流実態やその変化に対応した機能追加(HAWBの登録可能件数の拡大、海上貨物として輸入される機用品に対する機用品蔵入承認申請の可能化 等)

(3) 航空物流における EDI 化の推進

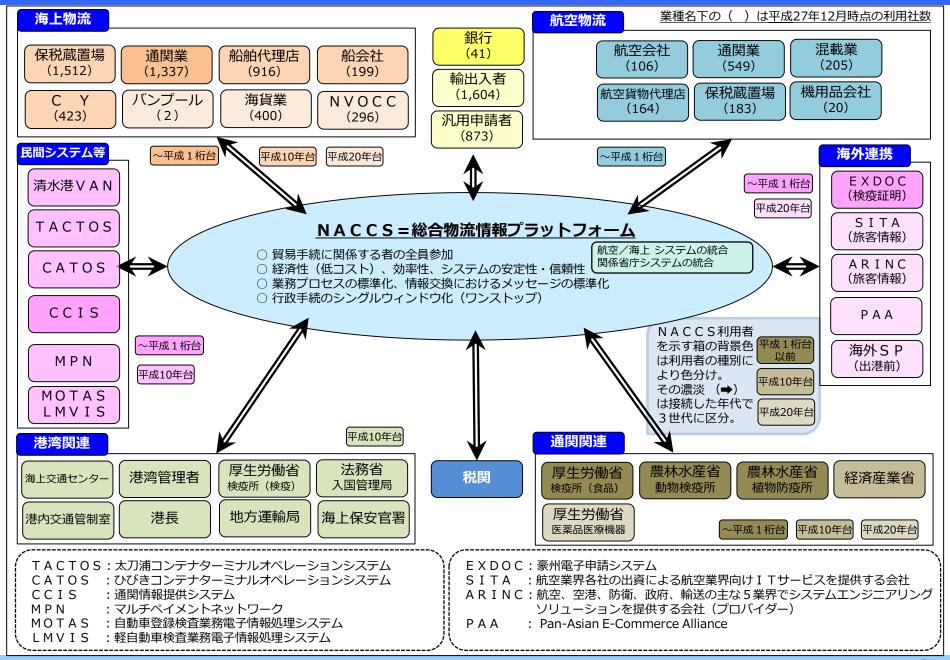
海上システムにおける航空貨物の通関機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することを原則化(航空物流において手作業処理が介在しない一貫したシステム処理を実現)

3. 海上機能の特徴

- (1) 海上物流フローの見直し(最適化)
 - ① 海上における輸出の物流フローについては、荷主による情報入力を最上流とした上で、B/L作成系と通関系の2つの流れに大別し、かつ、荷主が入力する情報と後続業務との情報連携の強化を実現
 - ② 海上における輸入の物流フローについても、荷主による輸入指示情報の輸入申告業務への情報連携を実現
- (2) 港湾におけるシングルウィンドウ機能の拡充
 - ① 港湾サブシステムのNACCS本体への統合等によるシングルウィンドウ機能の改善
 - ② 入出港関連手続きにおけるユーザーインターフェースの改善としてWeb化の導入 等
- (3) 港湾手続きにおける EDI 化の推進
 - ① 船腹予約業務、危険物明細書作成業務等のシステム化
 - ② 第5次NACCSから参加している海貨業界の要望等を踏まえたACL業務、CY搬出入業務における利便性向上を 図るための機能改善



6. 総合物流情報プラットフォームの利用者関係図



7. NACCSのこれまでのあゆみ 航空システム 現行NACCS (第5次) 1978年(昭和53年) 2001年(平成13年) 1985年(昭和60年) 1993年(平成5年) Air-NACCS (第4次) Air-NACCS(第1次) Air-NACCS (第2次) Air-NACCS (第3次) • 機能拡充 航空貨物の輸出入シス • 機能拡充 ・機能拡充 航空貨物の輸入システ · 対象地域拡大 テムの稼働開始 ムの稼働開始(貨物情 · EDI化 報を含む総合物流情報 · 輸出業務提供開始 ⇒ 専用端末廃止 システム化) · 対象地域拡大 ⇒ SMTP 双方向導入 (業種) ・航空会社 1997年(平成9年) ・诵関業 FAINS/PO-NETWORK/ANIPAS · 航空貨物代理店 とのインターフェース(I/F)開始 ○バックアップ設置 ・機用品業 • 保税蔵置場 2002年(平成14年) JETRASとのI/F開始 •銀行 フォーム化 これまでのNACCSにおいて実施してきたこと ・混載業 2003年(平成15年) ・税関 · XML対応 ○ 税関関係手続の電子化 輸入・港湾関連手続SW開始 ⇒ 業種拡大 ・システム化対象範囲の拡大 ※ 航空/海上システム統合 ・輸出入者 2003年 (平成15年) ○ 関係省庁手続の電子化 ·NVOCC netNACCS 提供 ・各省システムのNACCS接続(連携)ワンストップ、SW ・海貨業 ·汎用業務利用者 NACCSへの統合(2段階: サブシステム化、ハード統合) ○民間手続の電子化 機能拡充 ・官手続に先行後続 ⇒ 情報連携に資する 民・民手続 海上貨物の輸出入システ ○ 国際連携の推進 ムの稼働開始 (貨物情報を含む総合 ◎ 上記の開発での考慮事項 物流情報システム化) 安定性・信頼性 、 効率性・経済性 、 利便性 · FDI化 ⇒ 専用端末廃止 ⇒メール方式導入 海上貨物の輸出入通関 ⇒ EDIFACT対 システムの稼働開始

海上システム

(通関業務等のみ) 業種 ⇒通関業 税関 銀行

Sea-NACCS(第1次) 1991年 (平成3年)

・業種拡大

⇒船会社 船舶代理店

> コンテナヤード 保税蔵置場

Sea-NACCS(第2次) 1999年(平成11年)

2010年(平成22年) Air-NACCS(第5次)

JETRASの サブシステム化

·航空入出港SW開始

○空/海システムの統合

○オープンシステム化

○総合物流情報プラット

⇒国際連携機能の拡充

・府省共通ポータル稼働

・港湾EDIシステム のサブシステム化

Sea-NACES (第3次) 2008年 (平成20年)

2011年(平成23年) WebNACCS提供

2013年(平成25年) FAINS/PO-NETWORK/ ANIPASのNACCS統合

2014年 (平成26年) 医薬品医療機器等 輸出入業務のシステム化

NACCS

S

第

6

次

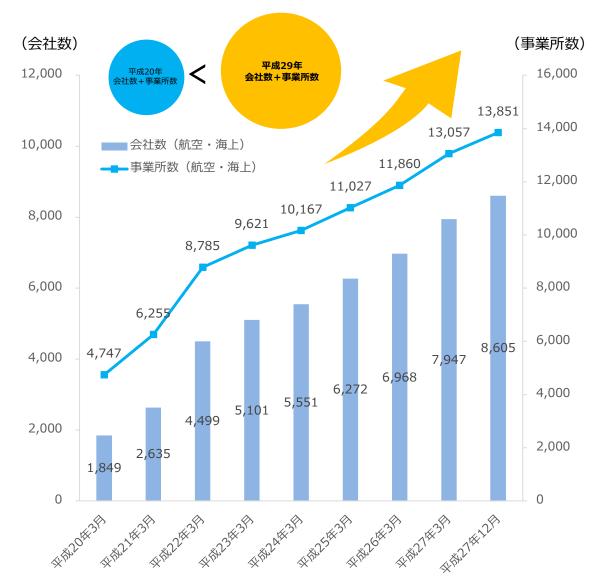
Ν

Α

9

8. NACCS利用者等の拡大

1. NACCS利用者数【航空・海上全体】



2. 自社システム利用者数の推移

第5次更改時点	現在	伸び率
116社	172社	1.5

海外サービスプロバイダー数 (出港前報告制度関係)

海外法人	本邦法人	計
17社	2社	19社

※1 海上・航空それぞれを利用している場合の重複は除く。ただし、海上・航空共用の場合は、両方に計上。



9	• 6 +7	叫1上7家1火6777口2	未り処女			
項 番	区分	専門部会において	ご決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
1	EDI	EDI仕様全般の 見直し	現行のEDI仕様の見直しを行い、第6次NACCSにおける EDI仕様等を検討する。	見直しに伴う主要変更点(以降の項番に掲げる検討課題を除く) 1. NACCSパッケージソフト(メール処理方式)の廃止(ゲートウェイ配下の利用は継続) 2. 自社システムからNACCSへの接続について、IPアドレスの直接指定からDNSサーバ経由での接続に変更 3. 最大電文長の拡張(500KB→700KB) 4. 利用者パスワードの設定条件の変更・文字数を6文字以上8文字以下とする・半角英大文字と半角数字をそれぞれ最低1文字使用等 5. 最大添付ファイルサイズの拡張(3MB→10MB) 6. 添付ファイル業務における添付ファイル名の日本語利用可能化 7. 添付可能なファイル拡張子の見直し 8. ネットワーク見直し(ダイヤルアップ回線の廃止、回線メニューの変更)等	第12回 第16回 第18回 第20回 第21回 (第22回)	P13
2	EDI	オンライン処理方式 の見直し	ダイレクト・インターフェース (X.25) 方式を廃止する。 また、 e b M S 処理方式の対象 業務について検討する。	1. ダイレクト・インターフェース(X.25)方式は廃止する。 2. e b M S 処理方式で利用可能な業務については限定とする(必要な見直しは実施し、対象業務は E D I 仕様書に記載)。	第12回	P18
3	EDI	EDIFACT電文 及びXML電文	EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務について必要な見直し等を実施する。	 EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。 (対象業務はEDI仕様書に記載) EDIFACTのメッセージバージョン等 メッセージバージョン: D98B シンタックスルールバージョン: Ver. 3 ebMSのメッセージバージョン ebXML Message Service v2.0 及び ebXML CPPA V2.0 	第12回	P18



9	7. 許和111家快的福来の低安 								
項 番	区分	専門部会におい	って決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P			
4	EDI	バックアップセン ター切替方法の詳細 検討	大規模災害・大規模障害等発生時におけるバックアップセンターへの切替方法の改善等を検討する。	 切替時間、切戻し時間の短縮化を図る。(現行) 切替時間 :約1時間 切戻し時間:約8時間(約4時間/1日×2日) (第6次NACCS) 作業方法の見直し等による短縮化を図る(具体的な時間は、今後の接続試験等の結果を踏まえて決定) 利用者側における切替作業の省略化 ① 自社システム(*1):メイン ↔ バック間の切替えについて、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを使用した自動切替方法に変更することにより、利用者側の切替作業の省略化を図る。(*1:ebMS処理方式を除く) ② 第6次NACCSのドメイン名を以下のとおり変更する。「naccs.customs」→「naccs6」 ④ 第2レベルのドメイン名を以下のとおりとする。本番環境→「prod.naccs6」 試験環境→「test.naccs6」 ② 自社システム(ebMS処理方式):CPA情報に常に「本番環境」を使用する。 ③ パッケージソフト:接続先サーバ等を常に「本番環境」に設定する。 3.関係省庁手続きに係るバックアップ機能の強化 輸入食品関連手続き、動物検疫関連手続き及び植物検疫関連手続きについてバックアップ機能を新設する。 	第12回 第17回 第20回	P22 P28 P33 P34			
5	EDI	WebNACCS 対象業務の拡大	WebNACCS処理方式の対象となる業務を拡大し、対象業種を見直すとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。		第10回 第18回 第20回 第21回	P35			

番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
6		端末パッケージソフト の改善	 バージョンアップは、利用業種に関わらず一律に必要、ダウンロードに長時間を要する等の問題があるため、これら問題を解消できる仕組みを検討する。 機能改善等に係るプログラム変更要望について検討する。 	 1. バージョンアップ は、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の 更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する。 また、あらかじめ「自動更新」を選択(デフォルトは自動)することによって 自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。 2. 現在19種類あるパッケージソフトを2種類(一般用、窓口電子申告端末用)に 集約する。 3. パッケージソフトに関するプログラム変更要望について検討し、必要な改変を 実施する(上記1を含む28項目を改変)。 	第12回	P43
7	E D I 端末	デジタル証明書の 運用の簡素化	デジタル証明書のインストール 方法の簡素化、有効期間管理の 見直し等を実施する。	デジタル証明書のインストール時や更新時における作業の簡便化を図るため、新たに「インストール・更新ツール」を提供する。	第18回	P47 ≀ P50
8	共通	メンテナンスによる システム停止	メンテナンスに係るシステム停止 について、削減を検討する。	定期メンテナンスを目的としたシステム停止回数及び停止時間については、以下のとおり削減を図る。なお、定期メンテナンスは、現行同様、日曜日早朝に実施する。 1. 年間の総システム停止回数 現 行 原則12回程度(月1回程度) 第6次 原則6回程度(概ね隔月で1回程度) 2. 年間の総システム停止時間 現 行 24~36時間程度(1回あたり2~3時間程度) 第6次 12~18時間程度(1回あたり2~3時間程度)		P52
9		更改時におけるデータ 移行	第6次NACCSの稼働に必要な 現行NACCSが保有するデータ の移行について検討する。	1. 第6次NACCS更改時においては、第5次NACCSの機能及びデータは一括して移行する(新旧システムの並行稼働は実施しない。)。2. 第5次NACCSから第6次NACCSへの移行時間は、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第5次NACCSにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。 具体的には移行に要する時間を5時間程度とすることを目標とする。なお、具体的な移行時間については、今後の移行リハーサル等の結果を踏まえて決定する。	第16回	P51
10	共通	セキュリティ対策	現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、セキュリティの一層の強化を図る。	1. パスワードについて、最小最大文字数の制限、世代管理等の対策を実施する。 2. netNACCS及びWebNACCSにおいては、1. に加え、①SSLによる通信の暗号化、②クライアントデジタル証明書による端末の特定を実施する。	第13回	P53
11	共通	パスワード初期化 の運用改善	利用者及びNACCSセンターの 双方において煩雑となっている パスワード初期化の運用を改善す る。	1. 「利用者情報登録(URY)」業務において既存のパスワード変更に加え、同一事業者の他の利用者による初期化機能(取消機能を含む。)を追加する。 2. 初期化の際に通知される仮パスワードは、URY業務のみを実施可能とする (通常業務の実施には、URY業務によりパスワード変更が必要)。	第19回	P54 ≀ P57



	- D-1-/I	训1上作的人的	来UJIM 女			
項 番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
12	共通	オンライン業務の廃止	現行システムで利用頻度が少ない業務等について廃止を検討する。	第6次NACCSでは、利用頻度が少ない64業務について廃止する(廃止業務については、資料を参照。)。	第12回 (第21回) (議題13)	P59
13	共通	管理資料の整理・見 直し	利用実態を踏まえ、管理資料の一部を廃止すること等について検討する。	 業務廃止に伴い又は利用されていない管理資料12件を廃止する(詳細は資料参照)。 月報管理資料の配信日を「毎月1日」に統一する。 管理資料の外部媒体による提供を廃止し、ファイルサイズに関わらずシステム配信資料として送付する。 	第12回	P62 ≀ P63
14	共通	マイナンバー(法人番号)に係る対応	番号法(※)及び関連法に基づく「マイナンバー(法人番号)」へのNACCSにおける対応を検討する。 (※: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1.第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。法人番号を利用する場合の輸出入者コードは、「法人番号(13桁)+枝番(4桁)」の体系とする。 2.第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務は、入出力欄の桁数を全て「13桁 + 4桁」の17桁に変更する。 3.輸出入申告関連業務に関しては、法人番号との紐付けがNACCSに登録さわれているJASTPROコード及び税関発給コード(既存コード)に限り、利用を可能とする。 4.既存コードと法人番号との紐づけ作業は、今後、税関及びJASTPROにおいて実施する予定であり、当該作業の結果をNACCSのDBに登録する。 5.法人番号に係る法人等の社名・住所の英文化については、JASTPROに申し出を行うことによってNACCSへの新規・変更を登録する。 6.税関発給コードは平成29年10月以降、法人番号を有する者に対する新規発給は行わない。また、既存の税関発給コードの更新作業が必要な場合は、JASTPROを通じて法人番号の新規登録手続を行う必要がある。 7.輸出入者情報照会業務について、以下の変更等を行う。 ①「輸出入者情報照会(IIE)」業務の変更 JASTPROコード、税関発給コードに加え新たに「法人番号」による照会、既存コードによる照会に対する法人番号の表示を可能とする。 ②「法人番号情報照会(IIEO1)」業務の新設法人番号による社名・本社所在地(和文表示)の照会を可能とする。	第16回 第18回 第20回 第21回	₹
						人・物・国をつない



	• PT/I		ACMM SC			
項番	区分	専門部会において決定された検討課題と概要		WGにおける検討結果	WG 資料 P	
15	共通	荷主業務と後続業務の連携について	 SIR/IVA業務等の入力 項目の見直し(関係業務間における情報連携の強化) IVA業務のXMLフォーマットの見直し IVA業務の利用業種見直し 業務の統廃合 【参考:関連業務名】 SIR:船積指図書(S/I)情報登録 IVA:インボイス・パッキングリスト情報登録 ACL:ACL情報登録 ECR:輸出貨物情報登録 IIR:輸入指示書登録 	1. SIR/IVA業務等の入力項目の見直しと情報連携の強化(海上のみ) ① 海上における輸出については、B/L関連と中告関連を別の業務フローとして整理する。 ② B/L関連については、SIR業務をACL業務の上流情報と位置付け、SIR業務の項目はACL業務の項目に原則として合わせる。 ③ SIR業務の項目はACL業務の項目に原則として合わせる。 ③ SIR業務の情報のうち、ECR、IVA業務に利用可能な項目については、情報の流用(呼出し)を可能とする。 ④ 「ブッキング情報登録(BKR)」業務の項目のうち、SIR業務に流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 ⑤ 「ブッキング情報登録(BKR)」業務の先行業務として「船腹予約情報(荷主→船会社等)」登録業務を新設する。 ⑥ 各業務間における項目内容の統一化を図るため、項目の追加及び見直しを図る。 ⑦ IIR業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、IDA業務で流用(呼出し)可能となるようIDA業務の入力項目に追加する。加えてIIR業務のその他の項目についても見直しを実施し、IDA業務で流用可能とする。 2. IVA業務のXMLフォーマットの見直しPAA(Pan Asian e-Commerce Alliance)フォーマットへの準拠を継続し、項目の再整理を実施する。 3. IVA業務の利用業種見直し現在、第組入者のみ利用可能となっているが、第6次では仕様上は通関業による利用も可能とするよう変更する。ただし、具体的な業務運用については、最終的には引き続き関係者間での検討を踏まえて決定する。 4. 以下のオンライン業務について、統廃合する。 ② 「S/I情報登録(EIRO2)」業務〈 <u>存続</u> 〉「船積指図書(S/I)情報登録(SIRO2)」業務〈 <u>存続</u> 〉「「別 京 (第11回 第19回 第20回 第21回	



項番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WC	次則 D
16	共通	海上機能で航空貨物 を扱う機能を廃止	海上機能で航空貨物を扱う機能を 廃止し、海上貨物は海上機能で、 航空貨物は航空機能で処理出来る 仕組みとする。	海上機能で航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は 航空機能で処理出来る仕組みとする。 なお、以下のイレギュラーケースに対応出来る情報連携機能を提供とする。 1. 当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機に搭載して輸出する ことになった輸出貨物 2. 当初海上貨物として日本に船卸され、航空機に搭載して積戻す仮陸揚貨物	WG 第10回	資料 P P85 ~ P86
17		蔵入及び移入貨物の 後続業務の可能化	蔵入承認済または移入承認済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。	 1. 蔵入貨物については、航空貨物の承認申請件数が少ないことから、第6次NACCSでは海上貨物のみをシステム化の対象とする。 2. 移入貨物については、保税加工を伴うために在庫管理業務がシステム化に馴染まないことから、第6次NACCSにおいては対応としない。 3. 蔵入貨物の後続処理を可能とするため、蔵入後においても貨物情報DBに貨物情報を保持し貨物管理の対象とする。ただし、保税蔵置場毎にあらかじめNACCSで蔵入承認後の貨物管理を「行う」又は「行わない」のいずれかを選択ができる仕組みとする。 4. 蔵出申告時において、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とする。 5. 蔵入後におけるシステムによる改装・仕分や保税運送を可能とする。 	第12回第15回	P87 ~ P90



項 番	区分	専門部会においる	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
18	通関	NACCS専用口座の 廃止	NACCS専用口座の廃止について検討する。	NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。これに伴い、以下のオンライン業務を廃止する。 1. PAY : ペイメント情報照会 2. BAA : 口座残高証明額訂正 (呼出し) 3. BAA01: 口座残高証明額訂正 4. IBA : 口座照会 5. DLS05: 納付書情報 (口座)再出力依頼情報登録・変更	第8回	P91
19			務、輸出申告業務を新設する。	多欄対応については、入力欄数を現行の50欄から99欄に拡大することにより対応することとし、新規業務による提供は実施しない。	第8回	P92
20	通関	通関士審査業務の新設	通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務の新設について検討する。	通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。 これにより、通関士が事前に審査を行うことで、通関士以外の利用者による申告業務を可能とする。		
21		輸出取止め再輸入手続 業務の新設	輸出取止め再輸入手続について、 システムで対応する。	輸出取止め再輸入手続のシステム化にあたり、事項登録、呼出し、申告、申告変更 事項登録、申告変更呼出し及び申告変更並びに当該申告等に対する税関の審査終了 業務を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要 な情報を呼出し可能とする。		P97 ≀ P98
22		税関関係業務の見直し -残数量等管理業務の 新設-				P99 ≀ P105
23			包括保険の指数登録を可能とする 業務を新設する。また、包括保険 を利用した輸入申告の実績を集計 して輸出入者に提供する仕組みを 検討する。	 包括保険指数を民利用者が登録する業務の新設包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者(海貨業者、通関業者)が本登録する業務を新たに提供する。なお、本業務の提供にあたり、損害保険会社を新たな業種として追加する。 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、NACCS更改後、そのあり方について検討する。 輸入実績報告における許可情報等の活用輸入者に対し、包括保険が利用された輸入の実績データを集約(旬報)して電子情報で提供する仕組みを構築する。 	第11回 第16回 第21回 第22回	≀ P110
				47		ト·物·国をつぐで



項	豆八	声明が合においては		W.C. /ニナン/ナフ 大学 10 11 12 12 12 13 13 13 13		
番	区分	専门部会にあい(法	定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
24	通関	税関関係業務の見直し - ドキュメント申告業務 の新設(航空) –	ドキュメント通関に係る業務 のシステム化を検討する。	ドキュメント通関対象貨物の輸出入通関申告については、個別業務でのシステム化は 実施せず、汎用申請業務の対象に追加することでシステム対応する。	第12回	P111
25		事項登録業務・確認業務の新設	事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告・申請等を可能とすることについて検討する。なお、事項登録業務等の利用は任意とし、利用者が選択可能な仕組みとする。	次の2業務について事項登録業務・確認業務を新設する(詳細は次行を参照)。 1. 「本船・ふ中扱い承認申請(HFC)」業務 2. 「海上保税運送申告(OLC)」業務 ※ 下記3. ~9. の業務は、利用が見込まれないため新設は行わない。 【事項登録業務等の新設について検討対象とした業務】 1. 「本船・ふ中扱い承認申請(HFC)」業務 2. 「海上保税運送申告(OLC)」業務 3. 「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務 4. 「輸入マニフェスト通関申告変更(MIE)」業務 5. 「輸出マニフェスト通関申告の医ののである。 6. 「輸出マニフェスト通関申告ののでのである。 7. 「輸出マニフェスト通関申告のでのでのである。」、主義ののである。 8. 「輸出マニフェスト通関申告をである。」、主義ののである。 9. 「とん税等納付申告(TPC)」業務 9. 「とん税等納付申告(TPC)」業務	第8回 第10回 第11回	P112
			「本船・ふ中扱い承認申請 (HFC)」業務に係る事項 登録業務の新設	1. 「本船・ふ中扱い承認申請(HFC)」業務に係る事項登録(HFA)業務及び呼出し(HFD)業務等を新設し、申請(変更)情報の事前登録・保存を可能とする。なお、申告は、新設する(HFC20)業務で行う。 2. 新規業務の利用は任意とする(利用者による選択を可能とし、従来どおりの業務処理も可能とする。)		P112
			「海上保税運送申告(OLC) 」業務に係る事項登録業務の 新設	1. 「海上保税運送申告(OLC)」業務に係る事項登録(OLA)業務及び呼出し(OLA11)業務等を新設し、申告情報の事前登録・保存を可能とする。なお、申告は、新設する(OLC20)業務で行う。 2. 新規業務の利用は任意とする(利用者による選択を可能とし、従来どおりの業務の実施も可能とする。)	第8回	P113
26	通関	機用品蔵入承認申請業務 の海上への拡大	海上貨物として輸入される機用品についても、機用品蔵入	1. 海上貨物として登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請(CTA/ CTC)」業務を行えるようにする。	第16回	P114



P118

業務で行えるようにする。

2. 機用品に係る総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請(CTA/CTC)」

承認申請を可能とする。また、 機用品に係る総保入承認申請

の可能化について検討する。

9	. 詳	社仕様検討結果の概	要			
項 番	区分	専門部会において決定された	こ検討課題と概要	WGにおける検討結果		資料 P
27	通関	輸出入申告官署の自由化への対応	通関業者の営業区域 の係る制限の見直し 等への対応を検討す る。	1. 非蔵置官署への申告 以下の申告について非蔵置官署(蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署)への 申告を認める。 ・AEO輸出者に係る輸出申告/AEO輸入者に係る輸入申告 ・AEO通関業者が取り扱う輸出入申告	WG 第17回 第18回 第19回	
				2. 営業区域の廃止に伴う申告への影響 通関業の営業区域制限の廃止に伴い、AEO通関業者であるか否かを問わず、営業 区域外への税関官署への申告を可能とする。		
				3. 検査立会者*の登録 * 通関業者に限るものではなくNACCS利用コート・を入力 ① 輸入申告項目の追加 輸出入申告の入力項目として「検査立会者」欄を追加する。 ② 「検査立会者登録(ATI)」業務の新設 申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するための業務として、「検査立会者登録(ATI)」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。		
				4. 照会業務の一部仕様変更 検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の 利用を可能とする。 ①「輸入申告等照会(IID)」業務 ②「輸出申告等照会(IEX)」業務 ③「別送品輸出申告照会(IEU)」業務		
28	通関	税関関係業務の見直し - 輸出入申告項目の見直し-	輸出入申告における 入出力項目の見直し を実施する。	法人番号、申告官署自由化等の官側の要請及び民側要望を踏まえて、輸出入申告項目 について新規項目の追加、既存項目の変更を実施する。 e.g. ・輸出入者コード欄の桁数増(12桁→17桁) ・検査立会者欄の追加 ・原産地証明書識別(1桁→4桁) ・荷主リファレンスナンバー/荷主セクションコード欄の追加 ・海上 B / L 番号の35桁化運用	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	≀
29	通関	データベース保存期間の見直し 〔システム制限値②〕	データベース保存期 間の見直しを実施す る。	通関関連業務について、以下のとおりデータベース保存期間を拡大する。 1. 「輸出申告事項登録(EDA)」業務 *6日 → *10日 2. 「輸入申告事項登録(IDA)」業務 *6日 → *10日 3. 「修正申告事項登録(AMA)」業務 *6日 → *10日 4. 「関税等更正請求事項登録(KKA)」業務 *6日 → *10日 5. 「輸出自動車情報登録(MOA)」業務 4日 → 10日	第13回	P138



*は日曜・祝日を除く

輸入予備申告におけ

る検査指定情報等の

出力

専門部会において決定された検討課題と概要

について検討する。

輸入の予備申告における検査指定

情報等の出力タイミングの見直し

項 番

30

区分

通関

31	通関	通関書類の「申告添付登録(MSX)」 業務の対象申告等の 見直し	MSX業務の対象となる申告手続等の見直しを実施する。	現行の対象手続きに加え、以下の手続きを対象に追加する。 ・「修正申告(AMC)」業務 ・「関税等更正請求(KKC)」業務 ・「一括特例申告(TKC01)」業務 ・「輸出取止め再輸入申告(EEC)」業務 ※ 第6次の新規追加業務	第12回	P140
32			関係省庁に添付書類を提出するための汎用的な添付業務を検討する。	関係省庁(厚生労働省検疫所(食品)、農林水産省動物検疫所、植物防疫所)に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として、以下の2業務を新設する。 【業務名】 ・MSF01:通関系関連省庁添付登録(検疫所(食品)) ・MSF02:通関系関連省庁添付登録(動物検疫所、植物防疫所)		P141
33			I SW(蔵出輸入)においても特例輸入申告が可能となるよう仕様の変更を検討する。	蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録(IDA)」業務及び「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務において、申告等種別として「R」(出力時の種別コードについては「IST」)を追加する。		P143
	次の①~	~⑯まで民間利用者のプ	ログラム変更要望に係る検討			
34	通関	務における大額、少	事項登録画面を展開する際、大額、 少額種別を選択するにもかかわらず、展開画面上でも「大額、少額識別の入力するのは二度手間であり、 当該欄の入力を省略してほしい。	輸出申告事項登録画面を展開する際、画面コードに従い、「大額・少額識別」を自動で補完する。対象業務は、「輸出申告事項登録(EDA)」業務とする。 e.g. 画面コードで「SEL」等大額の種別を選択した場合は自動的に「L」が補完される仕様とする。	第15回	P144
35	通関	② 輸出申告(少額) におけるHS品目 コード(9桁)の入 カ可能化と品名の自 動補完	少額申告ではHSコード4桁と品名が必須入力となっているが、HSコード9桁を入力することでタリフの品名を(大額申告と同様)自動補完してほしい。	少額申告等の場合においても、輸出統計品目番号に9桁の品目コードの入力を可能とし、9桁の品目コードが入力された場合は、品名をシステムで自動補完する。対象業務は、以下のとおりとする。 ・「輸出申告事項登録(EDA)」業務 ・「輸出申告変更事項登録(EDA01)」業務 ・「輸出許可内容変更申請事項登録(EAA)」業務	第15回	P145
				20	N.	ب ^{راه القوم} ور ACCS

指定情報等を配信するように変更する。

WGにおける検討結果

輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者に対し検査 第17回

WG

資料 P

P139

ָ פ	. 言于介	世红 猿侠討 結:	果の似安			
項 番	区分	専門部会にお	いて決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
36	通関		I D A 業務における担保及び包括保険に係る適用日のチェックは、申告予定日としてほしい。 保険及び評価について期限管理を検討してほしい。	 担保関係 ①「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で引落とし可能期間チェックを行う。 業務実施日が引落し可能期間終了の2週間前から引落し可能期間終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。 担保登録番号が入力された場合は、担保残高をチェックし、残高不足の場合は注意喚起メッセージを出力する。 包括保険関係 ①「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効期間チェックを行う。 業務実施日が適用終了の2週間前から適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。 包括評価関係 「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で適用有効期間チェックを行う。 業務実施日が有効期限の2週間前から有効期限間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。 	第15回	P146
37	通関		見本持出許可後に仕分け、輸入申告等 の業務を実施すると、MHO業務が実 施できない。	見本持出許可後に「見本持出確認登録(MHO)」業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録(IDA)」、輸出申告事項登録(EDA)」業務等の実施時に、注意喚起メッセージを表示する。(海上のみ)	第10回	P214
38	通関	⑤「担保照会(I A S)」業務の改善	 1. 1回1回送信するのではなく、I C G業務と同様に繰返しで照会ができるようにしてほしい。 2. 輸入者が照会する場合は、当該輸入者のすべての担保を照会できるようしてほしい。 		第14回 第19回	P149
39	通関	⑥「為替レート照会 (IER)」業務の 改善	 IER業務について、ICGやIID業務のように繰り返し入力を可能にしてほしい。 一度に複数の通貨について照会できるようにする。又は換算レート表示画面から別の通貨の照会を可能にしてほしい。 	 照会結果画面(為替レート照会情報)において、次に照会したい通貨コードを入力する項目を新規に追加することにより、繰返し照会ができるように変更する。 一度に複数通貨を照会する頻度は少ないと考えられ、費用対効果が見込まれない、また、複数通貨の照会結果を一画面に出力すると、誤った通貨レートを使用してしまう恐れがある等から実施しない。 	第14回	P151



番	区分	専門部会にお	いて決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
40	通関	⑦ 口座使用明細書の出 力内容の見直し	1.管理資料情報(口座使用明細データ: CBF7620)では「AWB番号」と「社内整理番号」の出力項目が同じ「AWB番号/社内整理用番号」欄となっているため、航空ではAWB番号が出力されると、社内整理番号が出力されないので項目を分けて両方出力してほしい。 2. リアルタイム口座を使用した修正申告の場合にも、輸入申告と同様に、口座使用明細データの「AWB番号/社内整理用番号」欄を出力してほしい。	口座使用明細データについて、以下のとおり編集処理の方法を変更する。 1. 「AWB番号/社内整理用番号」欄を、「AWB番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。 2. 航空においては、「AWB番号」欄にAWB番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。 3. 海上においては、「AWB番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。 4. 「修正申告事項登録(AMA)」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。	第14回	P152
41	通関	⑧ リアルタイム口座振 替完了通知の改善	I D A 業務等における記事(荷主)欄の 内容をリアルタイム口座振替完了通知に 出力して欲しい。 (理由)荷主から要望されている事項で あり、記事(荷主)欄に荷主指定の任意 の番号等を入力することにより書類の整 理、保管、通帳との突合が可能となる。	 リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事」欄を追加して、IDA業務等において「記事(荷主)」欄等に入力された値を、同「記事」欄に出力するように変更する。 (注)特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象(特定日前の特例申告においては、特定日に一括納付されるため、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知は存在しない) 加えて、リアルタイム口座振替完了通知の出力項目には「B/L番号/AWB」欄、「荷主リファレンスナンバー」欄及び「荷主セクションコード」欄も追加し、IDA業務等で入力された値を出力する。 	第14回	P153
42	通関	⑨ 「別送品輸出申告 (UEC)」業務に おける二重出力情報 コードの追加	「別送品輸出申告(UEC)」業務の許可通知情報(\$AE1KF0、\$AE2KF0)及び許可内容変更通知情報(\$AE4610、\$AE4620)について、自社システム宛二重許可出力コードが設定されていないため、二重2重出力用出力情報コードを追加してほしい。 \$:航空の場合はA,海上の場合はS	以下の業務について、自社システム宛二重出力用の出力情報コードを追加する。	第15回	P157
43	通関	⑩ 輸入許可データ配信 先の見直し	I D A 業務等において輸入者コード、輸入取引者コードが両方入力されている場合、輸入者、輸入取引者双方に許可データが出力されるような仕様にしてほしい。	「輸入申告事項登録(IDA)」業務等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合は、輸入者及び輸入取引者の双方が輸入許可データの配信を受けることを可能とする。変更対象となる業務は、以下のとおりとする。 ・「輸入申告(IDC)」業務 ・「シングルウインドウ輸入申告(SWC)」業務 ・「一括特例申告(TKC01)」業務	第15回	P158



	D-T-//		KOJIMI S			
項番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
44	通関		搬入時申告を行い搬入時にエラーと なった場合、エラーがあったことが 即時に分かるようにしてほしい。	パッケージソフトの通知機能を改善し、即時電文取り出し(メール処理方式では送受信)を行った際に、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードで、エラーだった場合にパッケージソフトにてポップアップ通知を行う機能を設ける。	第15回	P160
45	通関	②「輸出自動車情報登録(MOA)」業務の改善	1. MOA業務においての整理番号・車体番号を入力した際、以前のNACCSと同様に、入力した順番で出力できるようにしてほしい。 2. MOA業務後の処理結果電文には、輸出自動車情報登録番号が出力されない。処理結果電文にMOA番号を出力するようにするか、MOA業務後に登録通知情報を出力してほしい。	 1.以下の業務について輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録 (MOA)」業務実施時の入力順に変更する。 ・「輸出自動車情報登録(MOA)」業務 ・「輸出自動車情報呼出し(MOB)」業務 ・「輸出自動車情報照会(IMO)」業務 2.「輸出自動車情報登録(MOA)」業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報を網羅した「輸出自動車情報登録結果」を新規に出力する。 	第15回	P162
46	通関	⑬ 「輸入申告事項登録 (IDA)」業務に おける入港日のブラ ンク化(海上)	ているが、航空機能で可能となってい	海上における「輸入申告事項登録(IDA)」業務等において、事項登録から 予備申告までの間「入港年月日」欄をブランクでも登録可能とし、通常申告又 は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。 対象業務は以下のとおり。 ・「輸入申告事項登録(IDA)」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録(SWA)」業務 ・「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務(予備申告中のみブランク を可能とする) ・「輸入申告(IDC)」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務	第15回	P164
47	通関		特例申告納期限延長において据置担 保と個別担保を併用して申告できる ようにしてほしい。	特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされているが、「関税等」の引落しは現行のまま(据置担保 ⇒ 個別担保)とし、「その他の内国消費税」の引落し順序を「個別担保 ⇒ 据置担保」に変更する。	第12回	P165



3	. <u>6</u> +7	叫了上个冰个人的	、「「「「「「「」」」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「							
項番	区分	専門部会において	決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P				
48	通関	⑮ 「輸入申告事項登録 (IDA)」業務等に おける「他法令識別」 欄の入力件数の拡大	「輸入申告事項登録(IDA)」業務等において他法令 (食品衛生・植物防疫・動物検 変)証明識別欄の入力件数を拡 大してほしい。	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数を合計7件から9件に拡大する。 (1)1申請の場合は「Y」を入力 (2)2申請以上の場合は「2〜9」の数字を入力 (3)他法令手続きの証明をシステムにより行う旨を取消す場合は「N」を入力	第17回	P166				
49	通関	⑯ 「輸出貨物情報登録 (ECR)」業務にお ける帳票出力日時の出 力について	」業務で取得した情報が何度か	ECR業務の出力帳票に、出力共通項目の「電文受信日時」(NACCSセンターサーバで処理要求を受け付けた日時)を出力するよう変更する。 【対象となる出力情報】 ・ 輸出貨物登録情報(SAT005) ・ 輸出貨物訂正情報(SAT006) ・ 輸出貨物取消情報(SAT007) ※端末テンプレートの修正であり、電文上の項目追加等は発生しない。	第14回	P167				
	次の①	~⑩まで官利用者のプロ	グラム変更要望に係る検討							
50	動物 検疫	①「輸入畜産物検査申 請事項登録(ILA) 」業務における入力 項目の見直し	「輸入畜産物検査申請事項登録 (ILA)」業務について、必 要な見直しを実施する。	「輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)」業務に「H/C原本保有」の入力欄 を追加する。	第20回	P168				
51	動物 検疫	②「輸入畜産物検査申 請(ILC)」業務に おける貨物到着後申請 の自動起動機能の追加	しを実施する。	「輸入畜産物検査申請(ILC)」業務において、貨物の搬入確認業務を契機に貨物到着後申請の自動起動を可能とする。	第15回	P169 ≀ P170				
52	動物 検疫	③「輸入犬等検査申請 事項登録(IQA)」 業務等の改善	「輸入犬等検査申請事項登録 (IQA)」業務について、必 要な見直しを実施する。	1. 「輸入犬等検査申請事項登録 (IQA)」業務において、画面表示の改善、受人等の住所欄を現行の4欄から1欄に統合する。2. IQA業務において、「狂犬病予防接種」欄等に関する欄数を拡大する。	第15回	P171				
53	植物 防疫	④「植物等輸入検査申 請事項登録(IPA) 」業務等の改善	「植物等輸入検査申請事項登録 (IPA)」業務等について、 必要な見直しを実施する。	1. 「植物等輸入検査申請事項登録(IPA)」業務において、「卸下(しゃか)場所コード」欄等の追加を実施する。2. 「植物等輸入検査申請(IPC)」業務における植物、輸入禁止品等輸入検査申請控情報に電文受信日時を申請年月日として表示する。	第15回	P173				



9 .	一十小									
項 番	区分	専門部会において	ご決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P				
54	植物防疫	⑤ 植物等輸入検査業務 における木材検疫要綱 「認可証明書」の交付	材検疫要綱に基づく文言を表示す	木材の輸入検査に係る認可証明書については、木材検疫要綱に基づく文言に変更する。	第17回					
55	植物 防疫	⑥ 輸出植物検査申請業 務等のNACCS-E DI化	輸出植物の検査申請業務について NACCS-EDI業務も提供し、 NACCS端末や自社システムからの業務を実施可能とする。	現在Web業務のみの提供となっている輸出植物の検査申請業務について、NACCS-EDI化し、NACCS-EDI業務の提供対象に追加する。	第15回	P176				
56	食品検疫	⑦「食品等輸入届出事 項登録(IFA)」業 務等の改善	「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等について、必要な見直しを実施する。	「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等について、以下の改善を実施する。 ① IFA業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。 ② 事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の項目を15欄から拡張し、15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力控別紙」を作成し出力する。 ③ 事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の項目を画面出力項目から画面入力項目に変更し、「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」がバスケットコードの場合は補完入力を可能とする。なお、入力控には、画面入力値を出力する。 ④ 事項登録業務等の画面入力項目及び画面/帳票出力項目に「商品名・ブランド名」欄を新規に追加する。 ⑤ 事項登録業務等の「試験成績書有無」及び「コレラ証明書有無」の欄を削除する。 ⑥ 事項登録業務等の「継続」欄に初回、継続、更新の区別を入力できるように変更する。 ② IFA業務等に「NACCSの業務以外で書面の添付書類を提出するか否か」の入力欄を新規追加する。	第16回	P177				
57	食品検疫	® 連絡機能のNACCS パッケージへの追加	検疫所が発行した連絡書に対して 利用者のコメントを連絡できる業 務を新規追加する。	検疫所が利用者に発行する連絡書に対して、利用者からの返答(連絡)を可能と する機能を提供する(「双方向履歴照会(CFH)」業務の新設等)。	第16回	P180 ≀ P181				
58	食品 検疫	⑨ 「事前届出搬入連絡 (IFG)」業務後の 検査命令書の自動発行	象だった場合、「検査命令」を	事前届出の検査命令について、「事前届出搬入連絡(IFG)」業務後の検査命令書の自動発行機能を追加する。	第16回	P182				



項 番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
59	医療	⑩ 医薬品医療機器等 輸出入手続き業務の 改善	医薬品医療機器等輸出入手続き業 務の改善を検討する。	1. 届出等を行った際や、届出等が受理/不受理となった際、電子メールで通知する機能を追加する。なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録することを可能とする。		P184
				2. 輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も 添付しなくて済むように、委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。		
				3. 「医薬品医療機器等利用者情報登録 (PYA)」業務において、「営業所等 名称」の桁数を日本語30文字に拡大する等の項目の見直しを実施する。		
				4. 届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるよう、確認業務実施前の 届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。		
				5. 医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。		
				6. 「医薬品医療機器等輸入報告事項登録(POA)」業務については、「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なるため、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を変更する。		
				7. 輸入報告を代理申請する場合に、NACCS利用者ではない委託元利用者の代理申請も可能とする。		
				8. 輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。		
				9. 通知事項欄を全角149文字から全角499文字に拡張する。		
				10. 製造販売用ならびに製造用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品について、輸入届制度が廃止されることから、第6次NACCSでは、「医薬品医療機器等輸入届出(PGC)」業務を用いた届出を廃止する。		



)	• PT/	「四八上八米八大百ツ小口っ	ROJIM S			
項番	区分	専門部会においる	C決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
60	航空 入出港	1 便あたりの旅客数 の拡大 [システム制限値③]	りの旅客数の制限値について見直	「旅客氏名表報告(PLR01)」業務において、1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。	第12回	P194
	次の①~③まで官利用者のプログラム変更要望に係る検討					
61	航空 入出港	① 旅客氏名表情報及 び乗組員氏名表情報 の入出港区分の改善		航空通信回線経由で提出されたPL・CL情報の入出港区分の判定について、入港の判定は「最初の到着地空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行うように変更する。	第19回	P195 ≀ P197
62	航空 入出港		旅客予約記録情報報告等のチェック機能の見直し等を検討する。	「旅客予約記録情報報告(PNR01)」業務等において以下の変更を実施する。 1. 1 便あたりに登録可能な旅客(欄部)数を570件から850件に拡大する。 (NACCSパッケージソフトからPNR01業務を実施する場合、1便で登録可能な旅客情報を50件までとし、複数回に分割して登録を行うよう変更する。) 2. EDIFACT電文形式でPNR情報が送信された場合、旅客(欄部)でエラーが発生しても正常終了するように変更する。なお、共通部でエラーが発生した場合及び全ての旅客(欄部)がエラーとなった場合は、異常終了となる。また、「旅客予約記録情報照会(IPN)」業務で旅客予約記録情報を照会した場合、旅客情報(欄部)においてエラーとなった情報も参照可能とする(ただし、システム使用可能文字のチェックにおいてエラーとなった項目は、全桁をスペースに変換して出力する。)。	第22回	P198
63	航空 入出港 検疫 (人)	③「検疫前通報(G IAO1)」業務等 の改善	「検疫前通報(GIA01)」 業務等について、必要な見直し を実施する。	 「検疫済証発行(QCI)」業務において、同一の検疫所通知番号で検疫済証等の再発行を可能とする(発行回数を表す枝番号項目を新規追加)。 「検疫前通報(GIA01)」業務の記事欄について、日本語入力の可能化、桁数拡大を実施する。 検疫済証及び仮検疫済証の国名表示を50桁に拡大し、正式な国名表示を可能とする。 	第17回	P199



9	. 詩	础仕 棣模討結果(の概要			
項 番	区分	専門部会において	決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
64	航空 貨物	共同保税蔵置場以外におけるRVA業務等の実施可能化	航空輸出業務において「航空会社 向貨物引渡し登録(航空会社単位)(RVA/RVA01)」業務 による貨物の引き渡しについて、 共同保税蔵置場以外においても可 能とする。	税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務と通常の搬出入業務の併用を可能とし(注)、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ(S14)」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。 (注) 現在、共同保税蔵置場で利用可能なRVX業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にEXA等/BIL業務を実施する。	第16回	P202
65	航空 貨物	スプリット便数の拡大 (輸出入) [システム制限値④]	航空輸出入業務における1MAW Bあたりの登録可能なスプリット 便数の制限値について見直しを検 討する。	航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、現行の20便から30便に拡大する。	第12回	P204
66	航空 貨物		航空輸出入業務における1MAW Bあたりの登録可能なHAWB件 数の制限値について見直しを検討 する。	航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から最大9,999件に拡大する。	第9回 第11回	P205
67	航空貨物	LDRにおける出力項目 の見直し(搬入総個数の 表記)等について	「搬出確認登録呼出し(EXMまたはEXA)」業務で処理されたLDRに関して搬入総個数の表記や分割出力を可能とする。	1. LDR単位の搬出総個数を出力するように以下の変更を行う。 ①「搬出確認登録(AWB・HAWB単位)(EXA01)」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。 ② ULDの場合は搬出された積付け個数の合計を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。 2. 前項番の対応に伴い、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、超える場合には、以下のとおり電文を2分割して出力する。 ① 1通目、2通目ともに出力情報名(情報コード)、電文形式は同一とする。 ② 1通目、2通目を区別するため、電文の共通部に「分割電文番号」を追加し、1通目には「01」、2通目には「02」を出力する。	第13回 第16回	P206



9	. a T 7	如江 体	111依快的							
項 番	区分	専門部会において決	や定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P				
68	航空 貨物	「混載仕立終了情報登録 (HDE)」業務の複数 件一括処理機能の追加	HDE業務の複数件一括処理機 能を追加する。	「混載仕立終了情報登録(HDE)」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。なお、複数欄化に伴い途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、「MAWB番号」欄は途中空欄の入力を可能とする。	第14回	P208				
69	航空 貨物	BILL(上屋蔵置料金請求書)情報の配信機能の実装	航空貨物代理店からBILL 情報をEDIで受信したいと の要望があり、情報基盤であるNACCSにBILL情報 の配信機能を実装することを 検討する。	BILL情報の配信機能の実装はシステム負荷が大きいため対応しないが、「搬出確認登録(一般)(OUT)」業務時におけるBILL情報(蔵置料金請求先)欄の補完機能について、以下のとおり見直しを行う。 1. 輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、AWB単位に「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録(CURO1)」業務を新設する。 2. OUT業務で航空貨物代理店に「F」が入力された場合は、CURO1業務で登録された蔵置料金請求先を補完するようOUT業務の仕様を変更する。登録されていない場合は、現行どおり、申告者の利用者コードを補完する。	第17回 第19回 第20回	P209				
	次の①	~③まで民間利用者のプログ	グラム変更要望に係る検討							
70	航空 貨物	①「HAWB情報登録 (HCH01)」業務 の入力件数の拡大	一度に入力できる件数を最低 でも20件に増やしてほしい。	1. 「HAWB情報登録(輸入)(HCH01)」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を現行の最大10件から20件に拡大する。 2. また、「HAWB情報訂正(CHA)」業務においても、1業務で入力可能なHAWB件数を現行の最大10件から20件に拡大する。	第14回	P213				
71	航空 貨物	② 「見本持出許可申請 (MMA/MHA)」 業務の改善	持出先欄を日本語表記可能と してほしい。	1. 「見本持出許可申請(MMA)」業務の入出力項目「持出先」欄に全角で70桁の日本語入力を可能とする。 2. 「S13航空輸出貨物取扱等一覧データ」及び「T20航空輸入貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消(MMC)」業務が実施された場合と「見本持出確認登録(MMO)」業務が実施されなかった場合の区別がつかないため、見本持出許可後に「見本持出取消(MMC)」業務を実施した場合は、新規項目として見本持出許可取消年月日を出力する。	第9回 第14回	P214				
72	航空 貨物	③「保税蔵置場在庫状況 照会(輸出)(IW H)」業務の見直し	航空会社が I WH業務を行う場合に入力者の所属する空港と異なる空港を積込港に指定しても照会できるようにしてほしい。	貨物を実際の積込港と異なる空港の保税地域へ搬出する場合は強制搬出を行うが、この際はAWB単位に保持する積込港の情報がクリアされるため、IWH業務で積込港を指定しても照会が出来ないという事象がある。このため、航空会社及び積込港を入力する照会パターンについて、指定文字列(航空会社「XX」)の入力を行うことにより、AWB単位の積込港が入力者の所属する空港と異なる貨物情報(強制搬出後に搬入され、AWB単位の積込港が正しく取得できない貨物)のみを抽出可能とするよう処理を変更する。	第20回	P216				



専門部会において決定された検討課題と概要

項 番

区分

73	海上 入出港	港湾サブシステムの 統合	基本仕様で示された港湾サブシステム(港湾SS)の統合を以下の点も踏まえ検討する。 ・港湾SSのバックアップ機能構築・各種通知情報の集約・統一化	港湾SSについて、NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。 また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、各種通知情報の集約・統一化 等を図ることによって、より利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する(機能改善の具体的内容は、次項番以降を参照)。	第11回第12回	P218
74	海上 入出港	乗員上陸許可支援シ ステムとの連携強化	法務省の乗員上陸許可支援システム とNACCSの情報連携の在り方を 見直し、より最適なSWを提供する。	「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務を「入港前統一申請(VPX)」業務に統合し、VPX業務による乗員上陸許可申請(近傍上陸、乗換上陸、数次上陸)を可能とする。統合に伴いVPX業務に、近傍上陸/乗換上陸/数次上陸関連項目を追加する。	第12回	P218
75	海上 入出港	システム統合等を踏まえた機能改善	港湾SSの統合、乗員上陸許可支援 システムとの連携強化等を踏まえ、 より利便性の高いシングルウィンド ウ機能の拡充を検討する。	1. 照会業務の統合 「申請状態確認(JSS)」業務(港湾SS提供)、「届出申請一覧呼出し (CRW01)」及び「届出申請情報照会(CRW02)」業務(乗員上陸許可 支援システム提供)を廃止し、「入出港届等照会(IVS)」及び「書類状態確 認(WVS)」業務に統合、照会機能の利便性向上を図る。 2. 書類番号等の見直し 入出港関連業務を実施した際、各システムで複数の書類番号を払いだす仕組み となっており、運用の複雑化を招いていることから、書類番号の統一を図る。 3. 格納通知等の見直し 1業務の入力に対して各システムから複数の通知情報(処理結果通知、格納通 知、受信確認通知)が申請者宛てに出力されるため、申請結果の確認作業が煩雑 となっており、格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。	第11回 第12回	P218
76	海上 入出港		入出港関連業務については、利用者 からWeb化を強く要望されている。	以下の入出港関連業務についてWeb化を実現する。 ・ 現行内航船業務(JPT業務等(J業務)) ・ 現行外航船業務(VPT業務等(B業務*)+VTX01業務等) ・ 港湾管理者業務(ファイル申請業務等(K業務)) * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務については、パッケージソフトによる提供を廃止する。	第11回 第12回	P219
77	海上 入出港	出カレイアウトの見 直し	官民で出力内容や出力レイアウトが 異なり、問い合せ等において確認に 時間を要する等の問題が生じている ため、改善について検討する。	Webインターフェースの入出港関連業務の画面については、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを可能な限り同一とする見直しを実施する。ただし、パッケージソフトを利用する業務については、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。	第12回	P219
						ト・物・国をつなた

WGにおける検討結果



資料 P

WG

項 番	区分	専門部会におい	て決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
78	海上 入出港	1 船舶あたりの運航情報 件数の拡大	運航情報は、船舶単位に一つのみ登録 可能としているが、短期間で複数の航 海を行う船舶は、前航海が終わる前に 次の運航情報を登録する必要がある。	「船舶運航情報登録(VTX01)」業務において、航海番号単位による 複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請(VPX)」、「入港届等(VIX)」、「出港届等 (VOX)」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海 番号を入力することで必要な運行情報との紐づけを行う。	第11回 第12回	P221
79	海上 入出港	寄港順序の入れ替え方法 の改善	運航情報における寄港順序を訂正する場合は、VTX01に登録されている寄港順序に全ての情報を書き換える必要があるため、容易に変更ができない。	「船舶運航情報登録(VTX01)」業務の本邦寄港地情報タブに本邦寄港順序の入力欄を追加の上、寄港順に1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで寄港順の変更を可能とする。	第12回	P219
80	海上 入出港	呼出し機能の充実	「入港前統一申請(VPX)」業務で登録した情報については、「入港前統一申請B(VPT)」業務等で呼び出すことができない。	「入港前統一申請(VPX)」、「入港届等(VIX)」、「出港届等(VOX)」業務等により事前に登録した情報について、「入港前統一申請(WPT)」、「入港届等(WIT)」、「出港届等(WOT)」業務等において呼び出しを可能とする。	第11回 第12回	P219
81	海上 入出港	1 船舶あたりの旅客数の 拡大	1 船舶あたり旅客の登録可能数は、 3,000人の制限がある。	1船舶あたりで登録できる旅客数を8,000人まで拡大する。	第11回 第12回	P220
次の①~⑮まで民間利用者のプログラム変更要望に係る検討			ログラム変更要望に係る検討			
82	海上 入出港			入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一で ない場合、エラーとするよう変更する。	第11回 第12回	P221
83	海上 入出港	② 「とん税等納付申告 (TPC)」業務におけ るチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、「とん税等納付申告(TPC)」業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。	「とん税等納付申告(TPC)」業務画面で事前申請の有無を入力できる 欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際 にエラー表示が出るよう変更する。 1.入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 →入力項目 0:無し 1:有り 2.特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。	第11回 第12回	P221
84	海上 入出港	③ 外航バース、内航バー スのチェック機能の追加	「船舶運航情報登録(VTX01)」 業務等において、バースコードを入力 した場合、外航/内航のチェックを 行っていないため、出港届提出時にエ ラーとなる。	「船舶運航情報登録(VTX01)」業務等において、入力されたバースコードが外航バースか内航バースかチェックする機能を追加する。	第11回 第12回	P221
	31 NACCE					

専門部会において決定された検討課題と概要

桁となっている。

ける保障契約書番号の入力可能桁数は20

④ 保障契約書番号の桁数 「入港前統一申請(VPX)」業務にお

項 番

85

区分

海上

入出港

拡大

86	海上 入出港	⑤ 次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録(VTX03)」業務及び「船用品情報登録(VTX04)」業務では削除ができない。	VTX03業務、VTX04業務で削除を可能とする。	第11回 第12回	P221
87	海上 入出港	⑥ 出力電文形式の見直し	船陸交通許可書、汎用申請、入出港業務 等の許可書は、 E X C型電文以外の電文 方式に変更してほしい。	船陸交通許可書、汎用申請についてはEXZ型電文に変更する。 なお、入出港業務については現行どおりとする。	同上	同上
88	海上 入出港	⑦ 過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	申請情報のオンライン保存期間を30日から63日に拡大する。	第11回 第12回	P220
89	海上 入出港	⑧ 乗員情報、旅客情報の 入力方法の改善	「乗組員情報登録(VTX02)」業務 等において、乗員情報や旅客情報を登録 する際、途中行に空欄があると登録でき ない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録(VTX03)」 業務において、1,500人を超えページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。	第11回 第12回	P221
90	海上 入出港	⑨ 港コード一覧の開港・ 不開港識別の表示	港湾SSの一覧参照機能の港コードを参照した際、開港/不開港の区別が確認できない。	WebNACCSの一覧参照ボタンから遷移する港コード一覧画面に、 開港・不開港の識別を新たに表示する。	第21回	P223
91	海上 入出港	⑩ 内航船の船舶基本情報 の省略	内航船業務では、船舶基本情報等の流用 機能がないため、全て入力が必要となっ ている。	WebNACCSで提供する内航船用の「入港前統一申請(WPT)」 業務等において、船舶コードから船舶基本情報を呼出す機能を追加する。	第21回	P223
92	海上 入出港	⑪ 外航船の船舶基本情報 の省略	現行のB業務では、船舶基本情報等の流 用機能がないため、全て入力が必要と なっている。	WebNACCSで提供する「入港前統一申請(WPT)」業務等においては、船舶コードを入力することで、登録されている船舶基本情報を補完する機能を追加する。	第21回	P223
93	海上 入出港	② 乗組員・旅客・危険物 の大量データ作成用 ツールの提供	Webではパッケージソフトのようなグ リッド形式が利用出来ないため、Excelシートからのコピー&ペースト機能が利用 出来ない。	グリッド形式の代替機能として、「CSVファイルのアップロード機能とCSVファイルを容易に作成することが可能となる」変換ツールを新たに提供する。	第21回	P223
32					O N	ACCS

WGにおける検討結果

保障契約書番号の入力可能桁数を30桁に拡大する。

WG

第11回

第12回

資料 P

P218

の出力機能の追加

専門部会において決定された検討課題と概要

⑬ 添付ファイル名称 | 添付として送信したファイルのファイ

い。

ル名を確認できる手段を検討してほし

区分

海上

入出港

番

				「書類状態確認(WVS)」業務での照会時に添付ファイル名を出力できる ように変更する。 		
95	海上 入出港	⑭「船舶管理情報登 録(VCA)」業務 の改善	VCA業務における1船会社単位の制限値が港別100件であり、100件を超え新しい港の追加登録ができない。	VCA業務で1船会社単位に船舶代理店との受委託関係を登録することが可能な港数を200港に拡大する。	第18回	P222
96	海上 入出港	⑮ 備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関 しては、同一の備考項目にて送付を 行っている。また、照会結果画面では、 一つの備考項目を全ての宛先にて出力 している。	入国管理局宛ての備考欄追加を行う。 また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。	第18回	P222
	次の	①~⑩まで官利用者のご	プログラム変更要望に係る検討			
97	海上 入出港	①「乗組員情報登録 (VTX02)」業務 等の入力項目の追加	「乗組員情報登録(VTX02)」業 務等において性別を入力する項目がな い。	VTX02業務等に性別を任意項目として追加する。	第11回 第12回	P220
98	海上 入出港	② 保障契約情報の保 障限度額における通 貨コードの必須化	「入港前統一申請(VPX)」業務等 において、保障契約情報の「保障限度 額単位1,2」の通貨コードは任意入力 項目となっている。	VPX業務等において、以下のとおり保障契約情報の入力条件を見直する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。	第11回 第12回	P220
99	海上 入出港	③ 港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請(VPX)」業務等 において、申請先の入力欄が1つしか ないため、港長宛と港内管制信号所宛	1. VPX業務等に「港内交通管制室」欄を追加する。また、当該変更に伴い、 「入出港届等照会(IVS)」業務にも「港内交通管制室」欄を追加する。 (注)港内管制信号所は、港内交通管制室に変更	第11回 第12回	P220
		3,315	の申請が同時にできない。	(左) を対し回じる (左) を対し回じる (左) を対し回じる (左) を対し回じる (全) を関しています。 また加えて、事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先(事前通報用の海上交通センター(名古屋、備讃瀬戸、関門海峡))の追加を行う。	第18回	P222
100	海上 入出港	④ 危険物の作業種別 のチェック変更	「入港前統一申請(VPX)」業務等 において、危険物荷役許可申請と停泊 場所指定願の届出を行う際に「危険物 の作業種別」として「LLO:積込 み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「LLO:積込み」についても使用可能とする。	第11回 第12回	P220
33					O N	ACCS

WGにおける検討結果

1. 「船舶・航空機資格変更届(KPC01)」、「船舶資格変更届(WK

2. 「ファイル申請(KFT/WFT)」業務によるファイル申請について、「書籍中能辞録(WVS)」業務での昭今時に添けてアイルタを出れてきる。

での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。

C) 」業務の資格変更届について、「船舶資格変更届照会(WKP)」業務

資料 P

P223

WG

第21回

105 海上

入出港

⑩ 内航船船舶情報の

保存期間の変更

となっているため。)

年保存としている。

内航船の船舶基本情報については、永

9	• 6+ 7	叫儿似火砂心木	の一般女			
項 番	区分	専門部会において決定された検討課題と概要		WGにおける検討結果		資料 P
101	海上 入出港	⑤ 入国管理局宛ての乗 組員情報登録業務にお ける「マニュアル」扱 い	「入港前統一申請(VPX)」業務等による入国管理局への入港通報の際、 乗組員情報処理識別欄で「システム」 と「マニュアル」を選択できるが、入 国管理局は「マニュアル」を受け付け ていない。	VPX業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄 について、「マニュアル」を選択して送信した場合はエラーとする。	第11回 第12回	P220
102	海上 入出港	⑥「とん税等納付申告 (WPC)」業務の納 付方法の変更	Webの場合、納付書出力の運用が複雑となる。	WebNACCSで提供する「とん税等納付申告(WPC)」業務については、納付書出力の関係等から、利用可能な納付方法をリアルタイム口座のみに限定する。	第21回	P223
103	海上 入出港	⑦ 危険物荷役許可情報 の英語表記	「入港前統一申請 (VPX)」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。	第11回 第12回	P221
104	海上 入出港	⑧ 出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が一つ(出港停泊場所(出港時)の項目)のため、対象の項目にバースコードを入力した際は、全て着岸場所コード欄への出力となっている。(入港届、入出港届、出港届で共通の画面・帳票	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びょう 泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、着 岸場所コードの欄への出力とする。	第18回	P222



P222

内航船の船舶基本情報については、保存期間を365日間とする。なお、保存 第18回

期間中に訂正を行った場合及び、内航船船舶基本情報を使用して申請をし

た場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。

専門部会において決定された検討課題と概要

項 番

区分

						54111
106	出港前	「積荷目録情報登録 (MFR)」業務の省 略可能化	録情報登録(MFR)」業務で同一の内容 を報告しているが、AMRの情報を利用し	現行フローの他に、出港前報告(AMR)情報を利用しMFR業務を実施することなくDMF業務の実施を可能とする新規フローを可能とする(AMRとMFRの項目の共通化を実施する。参照:項番116)。なお、MFRにおける必須項目がAMR業務にて未登録の場合は、DMF業務前までにCMR業務によって訂正登録しておく必要がある。	第18回 第20回	P224 <u>P225</u> P229 P230 <u>P232</u> 下線はまたる 資料を示す。 (以下同じ)
107			ション会社を把握することが困難であり、	MFI業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告(AMR)情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。	第18回	P224 P225 P229 P230 P233
108		船舶情報の変更に伴う 再報告の簡素化	に伴う再報告は、船舶情報以外のすべて の項目を再入力する必要がある。	 「本船利用船会社及び船積港」の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務として「出港前報告船舶情報訂正(CMV)」業務を新設する。なお、同業務では、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 AHR(CHR)業務の登録時点において、トランシップ等による船舶情報の変更の有無は判断できるが変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR(CHR)業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山(トランシップ)→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAMRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。 		P224 <u>P225</u> P229 P231 <u>P234</u> <u>P235</u>
109	出港前	「出港日時報告(AT D)」業務後のCMR、 CHRの可能化	前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)」	ATD業務後、DMF業務前までのCMR(CHR)業務等を可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行どおり、ATD業務前までCMR(CHR)業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMR(CHR)業務を行う場合は、ATDおよびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする(※現行通り)。	同上	P224 P226 P229
110	出港前	関連ハウス事前通知 (DNU)の改善	「DNU」について、該当のハウスB/L	関連八ウス事前通知(DNU)について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出港前報告照会(IAR)」業務を利用する。		P224 <u>P226</u> P230 <u>P238</u> <u>P239</u>

WGにおける検討結果



WG

資料 P

· 以 番	区分	専門部会にお	いて決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
111	出港前	「積荷目録情報登録訂正 (積荷目録提出後)(C MF02)」業務におけ る運用手続きの簡素化	CMF02業務は、税関(監視担当部門) の窓口に訂正等の理由を申し出た上で行う 必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02業務において入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由(210桁)」欄を新設する。	第17回 第18回 第20回 第22回	P224 <u>P226</u> P229 P230 <u>P240</u> <u>P241</u>
112	出港前	積荷情報削除時における 削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01業務において 積荷情報が削除される場合、削除理由が不 明であるため、税関審査に支障がある。 また、CMF02業務で積荷情報を削除す る場合、税関(監視担当部門)に削除理由 を申し出た上で行う必要があり、手続きが 煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02業務において入力項目に 「削除理由コード」、「削除理由(210桁)」欄を新設する。	同上	P224 <u>P226</u> P229
113		「出港前報告訂正(ハウ スB/L)(CHR)」 業務におけるマスターB /L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除した後、再度AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。	第17回 第18回 第20回	P224 <u>P226</u> P229 P231 <u>P241</u>
114	出港前	出港前報告不一致 B / L の一覧照会の可能化 (I M I 業務の改善)	入港前報告(DMF)までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、 AMR(CMR)で登録したB/Lと、M FRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	1. MFR業務等の項目見直しに伴い、照会項目を一部変更する。 2-1. IMI業務に新規の照会種別「S:B/L番号一覧(出港前報告不一致) 照会」を追加する。 2-2. 既存照会種別「B:B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致(出港前報告未済、出港日時報告未済)のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。 3. 既存照会種別「R:B/L番号一覧(事前通知)照会」の照会項目に船卸許可申請にかかるステータスを項目追加する。	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	P224 P227 P230 P242 \ P244
115	出港前	B/Lセパレート等発生 時における機能改善	1. セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。 2. セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告末済による不一致となってしまう。いずれも、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。	B/Lのセパレート、コンバイン、スイッチによりB/L番号の変更が発生した場合に、変更前後のB/L番号の関連付けを行う「出港前報告B/L関連付け(BLL)」業務を新設する。また、当該関連付けの取り消しも可能とする。本業務を行うことにより、変更後のB/Lに設定された出港前報告不一致(報告期限超過、出港前報告未済 等)を解消する要件を満たした場合は、当該不一致を解消する。	第18回	P224 P228 P230 P231 P253



9	9. 詳細は依例的結果の低安							
項 番 116	区分 出港前	出港前報告制度およ	ンて決定された検討課題と概要 出港前報告(AMR)情報を利用 しMFRを実施することなくDM	WGにおける検討結果 1. 項目共通化を図るため、以下のように入力項目等の見直しを実施する。 (例示)	WG 第17回 第18回	資料 P P224 P228		
		び入港前報告制度に かかる業務における 入力項目の変更	Fの実施を可能とするため、各業務間の項目共通化を実施する。	・品名: 桁数を70桁から350桁に変更する ・代表品目番号: 桁数を4桁から6桁に変更する ・IMDGクラス: 入力欄を繰返し5欄に変更する。 等 2. 上記見直しに伴い、後続業務における項目の見直しを実施する。	第20回 第21回 第22回	P228 P230 P231 P258 \rightarrow P260		
	次の① [,]	~②まで民間利用者のフ	プログラム変更要望に係る検討					
117	出港前	①「出港前報告一覧 照会(IML)」業 務の改善	B/L件数が表示されないため件数確認に時間を要し、AMRの報告漏れが発生した。IMIのようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。(追記:AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい)	1. IML業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報(SAS126)」にBLL実施状況にかかる出力項目「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」を追加する。 2. IML業務の照会結果画面「出港前報告(ハウスB/L)一覧照会情報(SAS128)」に以下の項目を追加する。 「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」「マスターB/Lの出港予定日時」「マスターB/Lの出港日時」「マスターB/Lの出港予定日時」「マスターB/Lの出港前報告日時」 3. IML業務に新規照会区分「H:概要情報照会(オーシャン(マスター)B/L)」を追加する。また、B/L件数の出力もあわせて行う。	同上	P224 <u>P227</u> P230 P231 <u>P245</u> ₂ <u>P248</u>		
118	出港前	② マッチング判定結果の通知の改善	マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	1. 船会社への通知	第20回	P224 P227 P229		



9 詳細什様検討結果の概要

貨物

理の見直し

港の追加) (СMF03)」

業務の登録可能なタイミング

を見直す。

	• 5+ 7	四1上1水1火 13 70 木	り似女			
項 番	区分	専門部会において決	定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
119	海上 貨物	B/L番号の入力桁数の 見直し	B/L番号の入力桁数について、35桁までの入力を可能とする。また、桁数の増に併せて貨物取扱関係業務の仕様変更を検討する。	 1. B/L番号の入力桁数について、NACCS用船会社コード(4桁) +31桁の35桁までの入力を可能とする。 2. 仕分け(仕合せ)業務を実施した際の取扱枝番について、仕分(仕合)親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。 ①-1「貨物取扱登録(改装・仕分け)(SHS)」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け(CHJ)」業務は「仕分前B/L番号」を仕分親番号とする。直前の仕分親番号に対し取扱枝番をAからV、その後AAからVVの順に払い出す形式とする。 ①-2内取りする場合は仕分数の項目に新たに「内取り:0(ゼロ)」の区分を設ける。 ②「貨物取扱登録(仕合せ)(CHU)」業務における取扱枝番は、直前に行われた「仕合前輸出管理番号」の1の欄に入力された輸出管理番号に対しAからV、その後AAからVVの順に払い出す形式とする。 	第13回	P262 P263
120	海上 貨物	1 B / L あたりのコンテナ件数の拡大 [システム制限値⑥]	1 B / L あたりのコンテナ件 数の制限値を見直す。	海上輸出入業務における1B/Lあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に拡大する。	第11回	P264
121	海上 貨物	情報通知(ID通知)	先を誤入力した場合のワーニ ングメッセージの出力につい	「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務において、通知先に入力された者の業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかを満たす場合に、注意喚起メッセージを出力する機能を追加する。 1. 入力されたコンテナが運送中である場合 2. 入力されコンテナが保税地域に蔵置中の場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合	第14回	P265
122	海上	海上仮陸揚貨物に係る処	「積荷目録情報訂正(次船卸	「積荷目録情報訂正(次船卸港の追加)(CMF03)」業務は、仮陸揚港における	第17回	P266

123 海上 空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出を可能とするため、「積荷目録情報登録(M 第17回 P267 空コンテナの仮陸揚対応 空コンテナの仮陸揚届をシス 貨物 FR)」業務の見直しを行い、空コンテナと仮陸揚識別「28:仮陸揚貨物」の同時 第19回 テムで提出することができな 入力を可能とする。 いため、システムで提出でき るように見直しを行う。 38

「船卸確認登録(PKI)」業務等の後に実施可能としているが、次期NACCSで

は、仮陸揚港におけるDMF業務後に実施可能とする。

また、仮陸揚港における保税運送申告後でも実施可能とする。

9	D-1-/I	一个1361大口	和未り似女			
項 番	区分	専門部会に	おいて決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
124	海上貨物		「貨物情報仕分け(CHJ)」業務実施後、B/L番号体系変更の場合でも、当初のB/L番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務を実施可能とするよう検討する。	CHJ業務により登録された情報仕分親B/Lでの「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務を実施可能とする。ただし、貨物情報DBの保存期間経過後(CHJ業務実施日を起算日として6日経過後)は実施不可となる。	第10回	P268
125	海上 貨物	見本持出し関連 業務の見直し	貨物取扱等一覧データにおいて、見本 持出許可後にMHC業務が実施された 場合とMHO業務が実施されなかった 場合の区別がつくようにして欲しい。 持出先欄を日本語表記可能としてほし い。	1. 「G05貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消(MHC)」業務が実施された場合と「見本持出確認登録(MHO)」業務が実施されなかった場合の区別がつかないため、許可後にMHC業務を実施した場合は、新規項目として見本持出許可取消年月日を出力する(S13、T20も同様)。 2. 「見本持出許可申請(MHA)」業務の入出力項目「持出先」欄に全角で70桁の日本語入力を可能とする。	第9回 第10回 第14回	P214 P215
126	海貨物	「船積確認事項 登録(ACL)」 業務の改善	「船積確認事項登録(ACL)」業務について、必要な見直しを検討する。	1. 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする見直しを実施する。 2. ACL関連の業務名を「船積確認事項登録」から「ACL情報登録」に変更する(照会業務も同様)。(注:ACL=Acknowledgement of Cargo Loading)3. 新ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。 4. プログラム変更要望に基づき、以下の改変を実施する。① 共通部のグロス重量/容積と、繰返部の各コンテナの重量/容積の合計を比較する不一致チェック機能を設け、不一致の場合はワーニング対応とする。② 通知先欄を最大4欄から5欄へ拡大する。③ 「担当者名」、「担当者電話番号」の入力欄を追加し、ACL業務を実施した社名を出力する。④ 記号番号欄のレイアウトを35桁×20行(繰返18)の構成に変更する。⑤ う送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄を70桁追加し175桁とする。⑦ シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。 ® 内個数の入力欄を追加し10欄とする。	第11回第15回	P269
						他・国をつべ



	• p+/		に未り似安			
項 番	区分	専門部会にお	いて決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG 資料 P	
127	海貨物	CY搬出入業務の改善	C Y搬出入業務について、プログラム変更要望、業務実態等を踏まえ、必要な改善を検討する。	プログラム変更要望に基づき、以下の改変を実施する。 1. 空コンテナピックアップ登録関係(PUR/PUH)業務 ① 入力項目の見直し 「湿度(数字 2 桁)」及び「通知先(英数字 5 桁)」の追加 ② チェック機能の見直し PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容との差異チェックについて、対象項目の見直しを実施する。 2. 「空コンテナピックアップ回答(PUA)」業務 ① 入力項目の見直し (1)項目追加 「湿度(数字 2 桁)」、「搬入予定先CY名(日本語30桁)」の追加 (2)桁数変更 「記事(申込者返信用/ピックアップ先連絡用)」 ⇒ 日本語 1 4 0 桁から日本語 4 0 0 桁に変更 (3)項目削除 「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ② 送信電文形式の変更 PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する電文について、EXC型からEXZ型に変更。 3. 空コンテナピックアップオーダー情報(SAT099)のフォームも併せて変更。② 引渡日時の未来日入力可能化 入力項目の見直し 「シールNo(6回繰返し)」欄の追加 ⇒※ ※機器受渡証(EIR)情報(SAT099)のフォームも併せて変更。 ② 引渡日時の未来日入力可能化 入力項目の「引渡年月日」欄について、未来日も入力を可能とするように変更。 (事前に機器受渡証(EIR:Equipment Interchange Receipt)を発行することが可能となる。) 4. CY搬入票情報登録関係(CYH/VAH)業務 CYH/VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 5. 「ブッキング情報変更(BKC)」業務 BKC業務によってコンテナサイズ・タイプの訂正を行った場合、新たにPUR業務実施者に「PUR業務が無効となった」旨の新規帳票を出力する。 なお、PUL/PCD/IPU業務のWebNACCSによる提供は廃止する。	第11回 第17回 (5. につ いては) 第21回	

専門部会において決定された検討課題と概要

項 番

区分

ш					WG	貝付「
128		危険物明細書のシ ステム化	危険物明細書のシステム化に ついて検討する。	コンテナ貨物を対象として、国際ルールに基づいて荷送人が運送人に提出することとされている、危険物明細書の作成提出のシステム化を実現する。主な機能概要は以下のとおり。 1. 「危険物明細書」(通称:赤紙)作成・運送人等への提出のための新規業務を提供する。 2. 上記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧: Dangerous Cargo Listリスト」の作成を可能とする。 3. 「危険物明細書」情報を流用して不足情報を入力の上「危険物・有害物事前連絡表」(通称:白紙)の作成(事前連絡表の既存ブランク様式への印字出力)を可能とする。	第17回	} D201
129		船腹予約業務のシ ステム化	船腹予約業務のシステム化に ついて検討する。	コンテナ貨物を対象として、事前に包括運送契約を締結している、荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社(主に自社システム保有)との間での個別運送時にかかる船腹予約業務のシステム化を実現とする。主な機能概要は以下のとおり。 1. 荷主等からの船腹予約、船会社からの予約に対する回答等を可能とするための新規業務を提供する。 2. 船会社からの回答業務については、「ブッキング情報登録(BKR)」業務を利用することとし、当該業務で登録するブッキング情報については、荷主が行う「船積指図書(S/I)情報登録(SIR)」業務への情報連携を実現する。 3. 上記2のブッキング情報は、CY搬出入業務等、後続業務との連携を可能とする。 4. 船腹予約業務の登録および回答がされたことをメールで通知する機能を提供する。	第11回 第17回 第18回 第20回	≀ _
130			港湾統計作成用データについて、NACCSから直接港湾管理者に提供する方法に変更する等の検討を実施する。	 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法に変更する。 港湾統計作成用データの収集条件等について見直しを行い、収集データの精度向上を実現する。 		P288
131	海上貨物	業務名称の変更	現行システムの業務名称等に ついて、必要な見直しを行う。	 現場での業務実態にあわせた的確な表現となるよう、以下のとおり業務名称を変更する。 1. A C L 関連 項番 1 2 6 の 2. (39頁) のとおり名称変更を実施する。 2. N V O C C 関連 ① N V C 0 1 / 0 2 混載貨物情報登録 → ハウス B / L 貨物情報登録 ② N V C 1 1 混載貨物情報登録呼出し → ハウス B / L 貨物情報登録呼出し ③ I N V 混載貨物情報照会 → ハウス B / L 貨物情報照会 	第11回 第12回	P290
41						ACCS

WGにおける検討結果



WG

資料 P

専門部会において決定された検討課題と概要

項番

139

海上

貨物

⑧ 保税運送申告一覧

データのCYへの

配信

「保税運送申告一覧データ(G0

3) 」は出力先にCYが含まれて

いないが、CYも受信/使用でき

るようにしてほしい。

区分

	次の①~	~⑧まで民間利用者のブ	プログラム変更要望に係る検討			
132	海上 共通	①「貨物情報照会 (ICG)」業務の 改善	I C G業務のデフォルト画面を全体情報(TTL)としてほしい。	「貨物情報照会(ICG)」業務のデフォルト画面を概要情報(SMR)から、全体情報(TTL)に変更する。※業務リンク機能からICG画面を展開した場合のデフォルト画面も全体情報(TTL)情報に変更する。	第14回	P155 ≀ P156
133	海上貨物	② 保税管理資料に影響ある業務の搬出入日チェック	「輸入貨物搬出入データ(G 0 1)」及び「輸出貨物搬出入データ(G 0 2)」の「搬入日」及び「搬出日」に影響する入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力してほしい。	G 0 1 及びG 0 2の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務(BIC、BOC、CYB、VAN等)において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。 1. データ入力日+7日≦「搬入日」又は「搬出日」 →ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上未来の日付である。」 2. 「搬入日」又は「搬出日」+7日≦データ入力日 →ワーニングメッセージ「入力された年月日は7日以上過去の日付である。」	第15回	P291
134	海上 貨物	③ 搬出入日の未来日 チェック	BOC業務の搬出入日について、未 来日が入力された場合、ワーニング メッセージが表示されるようにし てほしい。	前項(項番133)の案件における搬出入日のチェックと併せて実施する。	第15回	P292
135	海上貨物	④ 保税運送(市内運 送)における価格入 カ	仮陸揚貨物の保税運送(市内運送) の場合、価格の入力が必須項目に なっているため、一般の保税運送 (市内運送)と同様に、価格の入 力を任意項目にしてほしい。	「保税運送申告(OLC)」業務の運送種別に「KK:仮陸揚貨物の市内運送」を 新たに設け、運送種別に「KK」を選択した場合の価格入力については、任意とす る。	第14回	P293
136	海上 貨物	⑤ コンテナ番号の チェック機能の改善	VAN/VAE業務において12桁 を誤入力した場合でもチェックが されるようにしてほしい。また、 VAH業務も同様にしてほしい。	「バンニング情報登録(VAN/VAE)」業務におけるISOコンテナ番号*のチェックについて、コンテナ番号欄に12桁が入力された場合もチェック対象とする。また、「バンニング・CY搬入情報登録(VAH)」業務にもISOコンテナ番号チェック機能を追加する。 (*:ISOコンテナ番号の番号体系は11桁。)	第15回	P294
137	海上 貨物	⑥ 管理資料「卸コン テナリスト取扱一覧 データ(G11)」 等の改善	コンテナ船は共同運航が主流になり、取扱件数が増大していることから総件数が出力されるようにしてほしい。	「卸コンテナリスト取扱一覧データ(G11)」及び「積コンテナリスト取扱一覧 データ(G12)」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を共通部に出力す るように変更する。	第17回	P295
138	海上 貨物	⑦ 保税運送承認番号 の複数件入力	複数のボートノートによる搬入で も入力できるようにしてほしい。	「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務の保税運送承認番号欄の入力 桁数を30桁に増やすことにより、複数のボートノート番号の入力を可能とする。	第11回	P296

WGにおける検討結果



P297

第22回

WG

資料 P

出力先としてCYを追加する。

10. 詳細仕様検討において実施しないこととした案件(1)

項 番	区分		専門部会において決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
1	EDI	利用者 I D体系の見 直し	NACCSの利用者 I Dについて、現行システムでは8桁(利用者 コード5桁+利用者識別番号3桁)としているが、次期システムでは 10桁(利用者コード7桁+利用者識別番号3桁)に桁数を拡大する。	I D体系変更による自社システムへの影響が多大であること、枯渇の懸念要素であった出港前報告制度における申請者 I Dの発給も大きく伸びる状況ではなくなっていること等の状況を勘案し、見直しは実施しないこととした。	第8回 第10回 第13回	-
2	共通	民民間における決 済処理機能の提供	民民間における決済処理機能の提供(現在個別業務として提供している決済業務についての汎用化)を検討する。	要望に応える決済機能を構築することは困難で 利用が見込めないため、実施しないこととした。	第11回	-
3	共通	送信先の指定方法 の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」 の入力等により実施可能としている。NACCS業務において利用者 コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコードを設けて、利用者 が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-
4	貨物 共通	貨物業務の重量桁 数の拡大	「貨物重量」項目について、10桁(整数部6桁、小数点1桁、小数部3桁)から12桁(整数部8桁、小数点1桁、小数部3桁)に桁数を変更する。	費用対効果の観点、自社システムへの影響が過 大なこと等を考慮し、実施しないこととした。	第11回	-
5	貨物 共通	要目訂貨物の申請 業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の申請業務化についてシステム 化を検討する。現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関 に申請している。	汎用申請業務に追加する方向で検討することとなったため、次期NACCSの要望としては取り下げることとなった。	第13回	-
6	通関	事項登録業務・確 認業務の追加	以下の業務について、事項登録業務・確認業務を新設する。なお、新設業務の利用は、利用者が選択可能な仕組みとする。 (事項登録業務・確認業務を新設する対象業務) ①「本船・ふ中承認申請(HFC)」業務 ②「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務 ③「輸入マニフェスト通関申告変更(MIE)」業務 ④「輸出マニフェスト通関申告(MEC)」業務 ⑤「輸出マニフェスト通関申告変更(MEE)」業務 ⑥「輸出マニフェスト通関申告変更(MEE)」業務 ⑥「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請(MAF)」業務	HFC業務を除き、事項登録業務の必要性について再確認を実施した結果、利用の見込みがない等により、新設は不要と判断されたことから、特段の対応は実施しないこととした。	第8回 第10回 第11回	-
7	通関	納期限延長における納付方法に口座 振替(リアルタイム口座)を追加	輸入申告等における納期限延長の納付方法として、口座振替(リアルタイム口座)が利用出来るようにする。	特定の短時間に処理が集中してシステム処理に 多大な負荷が発生する可能性が高い等のため、 実施しないこととした。	第9回	-
8	通関	審査終了確認業務 の見直し	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か 否かを一括で確認できるような見直しを行う。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げる こととなった。(他の照会業務で代替可能)	第13回	-



10. 詳細仕様検討において実施しないこととした案件(2)

10	• PT-1		で大声であずこととのた来に(2 /		
項番	区分	専門部会	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	WGにおける検討結果	WG	資料 P
9	通関	FAINS登録状況照会機 能の追加	輸入者のFAINS登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	関係省庁における検討の結果、セキュリティの観点から対応しないこととした。		東州 F
10	通関	仕向地の項目追加及び申告 時間順の表示変更	「輸出申告等一覧照会(IES)」業務において、仕向 地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-
11	通関	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号1、担保登録番号2、包 括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、 内国消費税免税額合計1-6、B/L No.(輸出)	新たな情報提供機能の検討において検討する。	第13回	-
12	貨物	関連省庁の手続状況の照会		関係省庁業務履歴の参照の可能化については、項目追加による自社システム利用者への影響が多大であることから、実施しないこととした。	第14回	-
13	航空 貨物	e – AWBのシステム対応	e – AWBのシステム化(XML方式対応を含む。)に ついて検討する。	現時点でNACCSにおける対応は不要であることから、特段の対応は実施しないこととした。	第8回	-
14	航空 貨物	航空保安対策基準見直し (新KS/RA)への対応	航空保安対策基準(特定荷主及び特定フォワーダー制度)の見直し(平成24年以降)に対応するため、一部オンライン業務(CDB等)の項目見直しについて検討する。	既に運用が開始され個社による対応が進んでいることから、NACCSにおける対応は不要とされ、特段の対応は実施しないこととした。		-
15	航空 貨物	クレームノーティスのシス テム化	クレームノーティス(プリクレーム)について、システ ム化を検討する。	関係業界全体の合意が得られないことから、特段の対 応は実施しないこととした。	第12回	-
16	航空 貨物	スプリット扱いとなる輸入 混載貨物の搬入確認業務等 の見直し	航空輸入業務のスプリットHAWB貨物において、先着便のMAWB番号が異なる場合でも、「混載貨物確認情報登録(HPK)」業務、「混載貨物確認情報訂正(CHP)」業務による搬入確認を可能とする。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当 となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回	-
17	航空 貨物	個数違いによる Discrepancy Noticeの出 力条件	「貨物確認情報登録(PKG)」及び混載貨物確認情報 登録(HPK)」業務において、個数違いによる Discrepancy Noticeの出力条件について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当 となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回	-
18	航空 貨物	ジョイント入力の廃止	HDF01(混載仕立情報登録)業務、HCH01(HAWB情報登録)業務等におけるジョイント入力の廃止について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当 となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回	-



10. 詳細仕様検討において実施しないこととした案件(3)

項 番	区分	専門部会	において決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
19	航空 貨物	U L D単位での貨物管理	航空輸入貨物について、ULD単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。	現状(取扱件数やULDあたりに積付けられるMAWB件数)ではシステム化によるメリットが得られないため、 実施しないこととした。	第17回	-
20	航空 貨物	・搭載上屋へのULD分割 搬入時におけるCLB業務 可否 ・MAWB単位での搭載可 能化		要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回	-
21	航空 貨物	輸入混載貨物の搬入確認業 務等の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したHAWBに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理がかい離している部分について改善を図る。	要望者との意見交換の結果、現状運用で対応可能であることから見直しは実施しないこととした。	第13回	-
22	航空 貨物	仕出地及び仕向地の入力 コードの関係	「AWB情報登録(輸入)(ACH)」業務における 仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討す る。現状、入力コードによってCITYコードと空港 コードの両方が登録されていると、どちらか一方でし か登録がされていないものがあり、そのたびに入力し 直さなければならない。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回	-
23	航空 貨物	イレギュラーケースにおけるHAWB情報削除の可否	MAWB情報が保存期間を超過し、削除された場合に おけるHAWB情報削除の可否につき検討する。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回	-
24	航空 貨物	保留コードの統一化	搬入保留を選択する場合「P」を入力するが、貨物が搬入キャンセルになった場合には、一括処理搬入対象外のコードとして「X」がある。一方、EXM搬出確認登録にてLDR発行の保留を行う場合はコード「P」ではなく「X」を入力するために、BIL業務においても間違えて「X」を入力する時があることから、搬入保留とLDRの発行保留のコードを合わせてほしい。	海上/航空間で統一は自社システムへ大きい影響が生じること、また、現行のコードに慣れている利用者様がいる等の観点から、実施しないこととした。		-
25			IIR (輸入指示書登録)業務と後続業務の連携のあり 方について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-
26	航空 貨物		EIR(S/I情報登録)業務と後続業務の連携のあり 方について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-

10. 詳細仕様検討において実施しないこととした案件(4)

項番	区分	Ī	専門部会において決定された検討課題と概要	WGにおける検討結果	WG	資料 P
27	海上 入出港	事項登録業務・確認業 務の追加 [IV-5-1(2)]	「とん税等納付申告(TPC)」業務について、事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告を可能とする。また利用者が一段階と二段階の申告を、それぞれ選択可能な仕組みとする。	事項登録業務の必要性について再確認を実施した 結果、利用の見込みがない等により、新設は不要 と判断されたことから、特段の対応は実施しない こととした。	第11回	-
28	海上 入出港	入出港前統一申請等に おける過去日に関する チェック機能の追加	「入港前統一申請(VPX)」業務および「入港前統一申請 B (VPT)」業務において、過去日を入力した場合は、エラーとするチェック機能の追加について検討する。	関係省庁様の運用が異なるため、一律でのチェック機能の追加は困難なため、特段の対応は実施しないこととした。	第12回	-
29	海上 入出港	添付業務の見直し	シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供	『「ファイル申請(KFT)」業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、現行の港湾管理者に加え、検疫所、地方運輸局を追加する。』と提案を行ったが、詳細仕様検討における関係省庁との調整の結果、検疫所、地方運輸局は対象の宛先として追加しないこととした。	第21回	-
30	海上 入出港	船舶コードの見直し	① 船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、IMO番号による特定を行うように見直しを行う。 ② VBX業務等において、IMO番号欄の入力を必須とする。 ③ 関係業務の主キーを変更する。	I MO番号が付与されていない船舶も存在する等の理由により実施しないこととした。	第11回	1
31	海上 貨物	A C L 業務におけるア タッチシートの取扱い の見直し [IV-6-6]		自社システムでの対応が困難等により、現状の運用が望ましいとの意見が多数を占めたことから、 特段の対応は実施しないこととした。	第11回	-
32	海貨物	汎用申請手続きの個別 業務化	汎用申請手続の個別業務化を行う。 ① 内貨船機用品積込承認申告(汎用申請手続きK29) ② 内貨船機用品積込承認申告(包括)(汎用申請手続きK19) ③ 外貨船機用品積込承認申告(汎用申請手続きK27) ④ 外貨船機用品積込承認申告(包括)(汎用申請手続きK17) ⑤ 船用品積込確認 ⑥ 仮陸揚届出(船用品等)(汎用申請手続きK14) ⑦ 仮陸揚船用品等積込確認 ⑧ 不用・残存船(機)用品等輸入・取卸申告(汎用申請手続きK35)	関係業界に対して個別業務化のニーズを再確認した結果、自社システムでの対応等により汎用申請による業務運用が確立している等、現行業務の維持を希望する者が多数であったことから、個別業務化は実施しないこととした。	第11回	-



10. 詳細仕様検討において実施しないこととした案件(5)

項	ΕΛ		/	W 0 (- ±) 7 10=1/±H		
番	区分	專門部会	において決定された検討課題と概要 	WGにおける検討結果	WG	資料 P
33	海上 貨物	保税台帳の収集条件の見直し	コンテナ検査を行った場合、管理資料(保税台帳)に 輸入許可日が反映していないことから当該事項も反映 してほしい。	なった時には蔵置場所が異なることから輸入許可日を管理資料(保税台帳)へ反映しないこととした。	第15回	-
34	海上貨物	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の 「業務利用者コード」の新規創設を検討する。	関係団体との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。なお、NACCSにおける「海貨業」の定義の確認及び当該定義に基づく利用契約の在り方等については、引き続き検討を実施することとした。(WG報告対象外として整理。)	第13回	-
35	海上 貨物		バンニング情報登録関連業務 (VAN業務等) においてコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加を検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-
36	海上 貨物	C C L 業務の入力可能者の 見直し等	「船積確認登録(CCL)」業務を実施する本船に係る輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がCCL業務を登録できないようにしてほしい。(他の業種で行われると、多数の申告者に船積確認通知情報の出力不可の影響が生じる。)	現行システムで実現しているサービスの低下に繋がる恐れがあることから、実施しないこととした。	第16回	-
37	海上 貨物	CY搬出業務におけるD/ Oレス対応等	NVOCC/FCL貨物取扱いでの運用(D/Oレス対応等)について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることとなった。	第13回	-
38	海上 貨物	DOR業務の2段階化	船会社→NVOCC向け及びNVOCC→海貨業向けのD/OIDの通知という「輸入貨物荷渡し情報登録(DOR)」業務の2段階化について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げることと なった。(システムによる判断は不可能である。)	第13回	-
39	海上 貨物	Colins機能の継承	コンテナ物流情報サービス(Colins)機能のNACCSへの取り込みについて検討する。	WGにおける検討課題の対象とはしないこととする。	第21回	-
40	海上 貨物	在来船におけるBIA業務 の改善	在来船のマニフェスト登録について、1 B / L の貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側で B I Aが出来ない。システム外搬入を行おうとしても上流にデータが有り、エラーとなるため折角登録したマニフェストデータの削除を求められる。又、マニフェストデータが有る状態で別の貨物番号でシステム外搬入を行った場合、登録したマニフェストデータが宙に浮いてしまうため、結局削除を求められる。このようなケースであっても B I A が行える仕組みを考えて頂きたい。	現在の運用において事前に数量を把握することが困難であり、また、システム化に馴染まないことから、対応しないこととした。		1

11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(1)

開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
第8回 平成26年 8月27日	 ・利用者 I D体系の見直し ・NACCS専用口座の廃止 ・輸出入申告業務における多欄数化 ・航空保安基準(KS/RA)対応 ・クレームノーティスのシステム化<1> ・e AWBの現状とNACCS対応 ・現行プログラム変更要望の次期対応 	平成26年	・利用者 I D体系の見直し ・NACCS専用口座の廃止 ・輸出入申告業務における多欄数化 ・事項登録業務の新設(OLC) ・現行プログラム変更要望の次期対応
	・納期限延長におけるリアルタイム口座対応 ・通関士審査業務の新設 ・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大(輸出・輸入) ・見本持出し関連業務の見直し ・現行プログラム変更要望の次期対応<2>		・納期限延長におけるリアルタイム口座対応 ・通関士審査業務の新設 ・見本持出し関連業務の見直し ・現行プログラム変更要望の次期対応 < 2 >
平成26年	・利用者 I D体系の見直し<2> ・WebNACCS対象業務の変更 ・事項登録業務・確認業務の追加<2> ・海上システムにおける航空貨物取扱の廃止 ・現行プログラム変更要望の次期対応<3>	平成26年	・利用者 I D体系の見直し<2> ・WebNACCS対象業務の変更 ・事項登録業務・確認業務の追加<2> ・海上システムにおける航空貨物取扱の廃止 ・見本持出し関連業務の見直し<2> ・B/L番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化 ・現行プログラム変更要望の次期対応<3>
平成26年 11月14日	・サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善<1>・サブWG検討結果:損害保険業務のシステム化<1>・輸出入申告における入出力項目の見直し<1>・輸出取止め再輸入手続きのシステム化・事項登録業務・確認業務の追加<3>・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大(輸出・輸入)<2>・現行プログラム変更要望の次期対応<4>	平成26年	・サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善<1> ・サブWG検討結果:損害保険業務のシステム化<1> ・サブWG検討結果:次期ACL業務<1> ・サブWG検討結果:次期ACL業務<1> ・サブWG検討結果:とY搬出入・危険物明細書<1> ・サブWG検討結果:港湾統計<1> ・サブWG検討結果:港湾統計<1> ・サブWG検討結果:港湾統計<1> ・輸出入申告における入出力項目の見直し<1> ・輸出取止め再輸入手続きのシステム化 ・事項登録業務・確認業務の追加<3> ・貨物重量項目の桁数拡大 ・1B/Lにおけるコンテナ本数の拡大 ・汎用申請手続きの個別業務化 ・保税運送承認番号の複数件入力
	空合同WG:航空輸出入通関WG/航空物流等WGの合同開催 上合同WG:海上輸出入通関WG/海上物流等WGの合同開催		・現行プログラム変更要望の次期対応<4>

11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(2)

開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
	・第6次NACCSにおける接続処理方式等 ・パッケージソフト(メール処理方式)の原則提供終了 ・第6次NACCSにおけるバックアップ機能 ・添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し ・NACCSパッケージソフトの改善 ・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化 ・通関書類の添付対象手続きの見直し ・ドキュメント通関(輸出入)のシステム化 ・蔵入・移入貨物の後続業務の可能化 ・廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等 ・1 便あたりの旅客数の拡大 ・スプリット便数の拡大(輸出・輸入) ・ジョイント入力の廃止 ・スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務の見直し ・個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件 ・クレームノーティスのシステム化<2>	平成26年	・第6次NACCSにおける接続処理方式等 ・パッケージソフト(メール処理方式)の原則提供終了 ・第6次NACCSにおけるバックアップ機能 ・添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し ・NACCSパッケージソフトの改善 ・サブWG検討結果:入出港<2> ・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化 ・通関書類の添付対象手続きの見直し ・蔵入・移入貨物の後続業務の可能化 ・廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等 ・業務名称の変更
	・利用者 I D体系の見直しく3> ・第6次NACCSにおけるセキュリティ対策 ・通関士審査業務の新設く2> ・システム制限値(データ保存期間)の変更 ・LDR単位の搬入総個数の表記 ・関係業界との事前調整の結果実施しないこととした案件 ・第6次NACCS詳細仕様(案)(第4回更改専門部会報告資料)	平成27年	・利用者 I D体系の見直し<3> ・第6次NACCSにおけるセキュリティ対策 ・通関士審査業務の新設<2> ・システム制限値(データ保存期間)の変更 ・B/L番号の入力仕様の見直し ・関係業界との事前調整の結果実施しないこととした案件 ・第6次NACCS詳細仕様(案)(第4回更改専門部会報告資料)
第14回 平成27年 2月20日	 「担保照会(IAS)」業務の改善 「為替レート照会(IER)」業務の改善 ・口座使用明細書の出力内容の見直し ・リアルタイム口座振替完了通知書の改善 ・見本持出関連業務の見直し<2> ・HAWB情報登録(HCH)業務の入力件数の拡大 ・「混載仕立終了情報登録(HDE)」業務の複数件一括処理機能の追加 	平成27年	 「担保照会(IAS)」業務の改善 「為替レート照会(IER)」業務の改善 口座使用明細書の出力内容の見直し リアルタイム口座振替完了通知書の改善 見本持出関連業務の見直し<3> 「貨物情報照会(ICG)」業務の改善 保税運送(市内運送)における価格入力 帳票出力日時の出力 「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務における通知先誤入力への対応

11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(3)

開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
第15回 平成27年 3月20日	 ・蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設 ・輸出入申告事項登録の改善 ・輸入許可データ配信先の見直し ・搬入時申告時におけるエラー通知の改善(パッケージソフト) ・「輸出自動車情報登録(MOA)」業務の改善 ・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化 ・保留コードの統一化 ・「輸入畜産物検査申請(ILC)」業務における到着前申請に対する自動起動化 ・「輸入犬等検査申請事項登録(IQA)」業務等の改善 ・「植物等輸入検査申請事項登録(IPA)」業務等の改善 ・輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化 ・「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等の改善 	平成27年	 ・サブWG検討結果:次期ACL業務<2> ・蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設 ・輸出入申告事項登録の改善 ・輸入許可データ配信先の見直し ・搬入時申告時におけるエラー通知の改善(パッケージソフト) ・「輸出自動車情報登録(MOA)」業務の改善 ・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化 ・蔵入貨物の後続業務の可能化<2> ・保税管理資料に影響ある業務の搬出入日チェック ・保税台帳の収集条件の見直し ・コンテナ番号のチェック機能の改善 ・「輸入畜産物検査申請(ILC)」業務における到着前申請に対する自動起動化 ・「輸入犬等検査申請事項登録(IQA)」業務等の改善 ・「植物等輸入検査申請事項登録(IPA)」業務等の改善 ・輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化 ・「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等の改善
第16回 平成27年 4月16日	・パッケージソフト(メール処理方式)の原則提供終了<2>・ダイヤルアップ回線の廃止 ・第6次NACCSへの移行及び第6次NACCSにおける中年度更改・サブWG検討結果:損害保険業務のシステム化<2>・マイナンバー(法人番号)に係る対応<1>・減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務・機用品蔵入承認申請(CTA/CTC)業務の海上貨物への対応・通関士審査業務の新設<3>・RVA業務等の見直し・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大(輸出・輸入)<3>・「輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)」業務における検査実績等の入力・汎用的な添付業務の仕組みの提供・連絡機能のNACCSパッケージへの追加・「事前届出搬入連絡(IFG)」後の検査命令書の自動発行・「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等の改善<2>・医薬品医療機器等輸出入手続き業務の改善		・パッケージソフト(メール処理方式)の原則提供終了 < 2 > ・ダイヤルアップ回線の廃止 ・ 第6次NACCSへの移行及び第6次NACCSにおける中年度更改 ・ サブWG検討結果:損害保険業務のシステム化 < 2 > ・マイナンバー(法人番号)に係る対応 < 1 > ・減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務 ・ 機用品蔵入承認申請(CTA/CTC)業務の海上貨物への対応 ・ 通関士審査業務の新設 < 3 > ・「船積確認登録(CCL)」業務の入力可能者の見直し等 ・「輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)」業務における検査実績等の入力 ・ 汎用的な添付業務の仕組みの提供 ・ 連絡機能のNACCSパッケージへの追加 ・ 「事前届出搬入連絡(IFG)」後の検査命令書の自動発行 ・ 「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務等の改善 < 2 > ・ 医薬品医療機器等輸出入手続き業務の改善

11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(4)

開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
第17回 平成27年 5月15日	・第6次NACCSにおけるEDI仕様 ・第6次NACCSにおける保守 ・電文受信ソフト廃止に伴う影響 ・輸出入申告官署の自由化対応<1>・輸出入申告項目の見直し<2>・輸入予備申告における検査指定情報等の出力 ・輸入申告事項登録における他法令(食品衛生、植物防疫、動物検疫) 識別の入力桁数拡大 ・BILL情報の配信機能の実装及びBILL請求先欄の追加 ・「検疫前通報(GIAO1)」業務等にかかる改善 ・医薬品医療機器等輸入報告事項登録業務の改善 ・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付 ・関係業界との事前調整等の結果実施しないこととした案件<2> ・第6次NACCS詳細仕様「中間報告後における追加検討状況」	平成27年	・第6次NACCSにおけるEDI仕様 ・第6次NACCSにおけるEDI仕様 ・第6次NACCSにおける保守 ・電文受信ソフト廃止に伴う影響 ・サブWG検討結果: CY搬出入<2> ・サブWG検討結果: 港湾統計<2> ・サブWG検討結果: 港湾統計<2> ・輸出入申告官署の自由化対応<1> ・輸出入申告項目の見直し<2> ・輸入予備申告における検査指定情報等の出力 ・輸入申告事項登録における他法令(食品衛生、植物防疫、動物検疫)識別の入力桁数拡大 ・船腹予約業務のシステム化<1> ・危険物明細書のシステム化<1> ・空コンテナの仮陸揚対応 ・管理資料「G11卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の改善 ・医薬品医療機器等輸入報告事項登録業務の改善 ・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付 ・関係業界との事前調整等の結果実施しないこととした案件<2> ・第6次NACCS詳細仕様「中間報告後における追加検討状況」
	・第5回航空・海上(合同)更改専門部会の結果報告 ・第6次NACCS詳細仕様(中間報告)説明会の開催概要及び説明会における主な意見・質問等 ・第6次NACCSEDI仕様書<1> ・第6次NACCS業務仕様書<1> ・デジタル証明書の運用の簡素化 ・マイナンバー(法人番号)に係る対応<2> ・輸出入申告官署の自由化対応<2>		・第5回航空・海上(合同)更改専門部会の結果報告 ・第6次NACCS詳細仕様(中間報告)説明会の開催概要及び説明会における主な意見・質問等 ・第6次NACCSEDI仕様書<1> ・第6次NACCS業務仕様書<1> ・デジタル証明書の運用の簡素化 ・WebNACCSについて<2> ・サブWG検討結果:出港前報告制度に係る関連業務の見直し<2> ・マイナンバー(法人番号)に係る対応<2> ・輸出入申告官署の自由化対応<2> ・輸出入申告官署の自由化対応<2> ・海上入出港関係業務における追加検討事項 ・船腹予約業務のシステム化<2> ・危険物明細書のシステム化<2>



11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(5)

開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
第19回 平成27年	・第6次NACCS EDI仕様書<2>・第6次NACCS業務仕様書<2>・WebNACCS<3>	第19回 平成27年 10月13日	 ・第6次NACCSEDI仕様書 ・第6次NACCSEDI仕様書 ・第6次NACCS業務仕様書 ・WebNACCS ・第6次NACCSにおけるパスワード初期化運用 ・サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善 ・マイナンバー(法人番号)に係る対応 ・輸出入申告官署の自由化対応 ・「担保照会(IAS)」業務の改善 ・「担保照会(IAS)」業務の改善 ・「輸入申告事項登録(IDA)」業務の改善 ・空コンテナの仮陸揚対応 ・船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会(IMI)」業務
			の変更案<1>

開催日	航空輸出入通関・海上輸出入通関WG

第20回	・マイナンバー(法人番号)に係る対応く42
	・輸出入申告項目の見直しく3>

平成27年・原産地証明書識別の4桁化

11月13日

開催日	航空物流等WG	開催日	海上物流等WG
		平成27年	・サブWG検討結果:出港前報告制度に係る関連業務の見直し<3>・マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>・輸出入申告項目等の見直し<3>・船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会(IMI)」業務の変更案<2>・危険物明細書のシステム化<3>・船腹予約業務のシステム化<3>・

11. 詳細仕様の検討過程:ワーキンググループ(WG)開催実績(6)

開催日	航空物流等WG	開催日	海上物流等WG
	・第6次NACCSEDI仕様書<3> ・第6次NACCSEBI仕様書<3> ・メール処理方式のシングルサインオンの廃止 ・WebNACCS<4> ・サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善<3> ・マイナンバー(法人番号)対応<4> ・輸出入申告項目の見直し<3> ・航空蔵置料金請求先変更業務の新設 ・「保税蔵置場在庫状況照会(輸出)(IWH)」業務の見直し ・医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止	平成27年	 第6次NACCSEDI仕様書 第6次NACCS業務仕様書 メール処理方式のシングルサインオンの廃止 WebNACCS Colins機能の継承 サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善 サブWG検討結果:出港前報告制度に係る関連業務の見直し 入出港関連業務 追加変更案件 船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会(IMI)」業務の変更案 危険物明細書のシステム化 「ブッキング情報変更(BKC)」業務の改善 医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止
開催日	航空輸出入通	関・海上輔	俞出入通関WG
平成27年	 ・第6次NACCSEDI仕様書<3> ・第6次NACCS業務仕様書<3> ・メール処理方式のシングルサインオンの廃止 ・WebNACCS<4> ・マイナンバー(法人番号)対応<5> ・原産地証明書識別の4桁化<2> ・サブWG検討結果:輸出関連業務(SIR/EIR)及びインボイス業務(IVA)の改善<4> ・医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止 		
開催日	航空合同WG	開催日	海上合同WG
第22回 (通関) 第21回 (物流) 平成28年 1月14日	 ・NACCSサポートシステムの見直し ・第6次NACCSネットワーク ・旅客氏名表情報及び乗組員氏名表等のチェック機能等の改善 ・「輸出畜産物検査申請(EMA)」業務における検査実績等の入力 ・第6次NACCS詳細仕様最終報告(案) ・第6次NACCS導入スケジュール 	平成28年	 ・NACCSサポートシステムの見直し ・第6次NACCSネットワーク ・サブWG検討結果:出港前報告制度に係る関連業務の見直し<5> ・サブWG検討結果:港湾統計<3> ・「輸出畜産物検査申請(EMA)」業務における検査実績等の入力<2> ・第6次NACCS詳細仕様最終報告(案) ・第6次NACCS導入スケジュール